

高松市環境基本計画

「人」と「さと・まち」が結びつき 未来へつなぐ
持続可能な都市 たかまつ



高 松 市

はじめに



本市は、北は多島美を世界に誇る瀬戸内海に臨み、南は讃岐山脈が連なり、緩やかに広がる讃岐平野には、丘陵や河川、多数のため池が点在する多様で豊かな自然に恵まれた海園・田園都市です。

こうした自然環境やコンパクトな都市機能が調和した生活空間は、先人たちが築いてきた伝統や文化にあふれており、私たちは、これら本市が有する貴重な財産を守り、育み、そして未来に生きる次世代に継承していかなければなりません。

本市では、平成11年に環境基本計画を策定し、二度の改定を行いながら、各種施策に取り組んでまいりましたが、環境を取り巻く社会情勢は、刻一刻と変化しており、2050カーボンニュートラルの達成、生物多様性の保全、世界的な資源エネルギーの問題、地域循環共生圏を見据えた地域づくりなど、対応を迫られている課題は数多くございます。

このような国際的潮流の中において、かけがえのない本市の自然環境や地域資源を未来世代へとつなぐため、この度、新たに環境基本計画を策定することといたしました。本計画では、目指すべき環境像として「『人』と『さと・まち』が結びつき 未来へつなぐ 持続可能な都市 たかまつ」を掲げ、6つの基本目標を柱に、環境施策の推進に取り組んでいくこととしております。

引き続き、この計画に基づき、環境に配慮できる人づくり・地域づくりへの意識醸成を図りながら、市民・事業者・行政の三者協働のもと、持続可能なまちづくりを目指してまいりますので、より一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たりまして御尽力いただきました高松市環境審議会委員の皆様を始め、アンケート調査等を通じて貴重な御意見や御提言をお寄せいただきました市民や事業者の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和6年3月

高松市長 大西 秀人

目 次

第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の位置付け	3
3	計画の期間	4
4	計画の対象範囲	4

第2章 高松市の環境の現状と課題

1	環境をめぐる社会の動向	6
	（1）持続可能な開発目標	
	（2）気候変動と地球温暖化	
	（3）プラスチックごみ	
	（4）生物多様性	
2	高松市の概要	11
3	高松市の環境と現状	12
	（1）自然的条件	
	（2）社会的条件	
	（3）地球環境	
	（4）循環型社会	
	（5）自然環境	
	（6）生活環境	
	（7）都市環境	
	（8）環境保全活動	
4	アンケート調査結果の概要	18
5	前計画の指標の達成状況	23
6	今後の課題	27

第3章 目指すべき環境像と基本目標

1	目指すべき環境像	30
2	基本目標	31
3	施策体系図	32
4	基本目標・施策の柱・施策の項目の相互関連表	34

第4章 施策の展開

基本目標 1	脱炭素型社会の実現に向けて積極的に取り組みます	38
基本目標 2	限りある資源を大切にする循環型社会を形成します	47
基本目標 3	豊かな自然環境を守り育てます	59
基本目標 4	安全で安心して暮らせる生活環境を守ります	66
基本目標 5	美しく快適な都市環境を確保します	79
基本目標 6	環境に配慮できる人づくり・地域づくりを進めます	89

第5章 計画の推進

1	推進体制	96
2	進行管理	96
3	今後の課題	96

第6章 資料編

1	計画策定経過	98
2	高松市環境審議会委員	99
3	高松市環境基本条例	100

第1章

計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲



1 計画策定の背景と趣旨

高松市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、高松市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）第8条に基づく本市の環境行政の基本計画であり、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本市では、平成8年3月に、環境の保全及び創造についての基本理念を定めた環境基本条例を制定し、これに基づいて平成11年2月に環境基本計画を策定しました。この計画では、計画期間を平成11年度から平成23年度までとし、望ましい環境像である「土と水と緑を大切に作る環境共生都市たかまつ」の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する各種政策を展開してきました。

しかしながら、地球温暖化防止やエネルギー問題を始めとした環境行政を取り巻く状況が大きく変化したことや、合併により市域が拡大したこと等により、目標年次より前である平成20年3月に計画を見直し、改定を行いました。改定の際には、望ましい環境像や基本目標を継承し、新たに目標年次を平成27年度と定めて、これまで様々な施策を実施してきました。

平成28年にはこれまでの環境施策を継承しつつ、未来に残すべき本市の豊かな自然環境、良好で快適な生活環境の確保、更には地球温暖化防止など地球環境問題に配慮するための新たな環境像として「人と自然が調和し未来へつなぐ地球にやさしい田園都市たかまつ」を設定し、計画期間を平成28（2016）年度から令和5（2023）年度として、その実現を目指してきたところです。

本市は、国立公園の瀬戸内海に面し、女木島、男木島等の島が点在する北部、讃岐平野と丘陵地が広がり、数多くのため池が点在し、田園景観を形作っている中央部、讃岐山脈で最も高い竜王山や大滝山が連なった南部など、人の暮らしと調和した豊かな自然に恵まれています。

一方、中心市街地は、国の出先機関、大手民間企業の支店、商業施設等が集積するなど、優れた都市機能が備わっています。

従来から取り組まれてきた、自然環境の保全、快適な生活環境の確保、ごみの減量と再資源化に加え、昨今では、2050年カーボンニュートラル達成や循環経済への移行、生物多様性の保全及び持続可能な利用、世界的な資源・エネルギー問題への対応など、新たな課題への対応が求められており、本市においては、豊かな自然と都市機能が調和するという、本市の特徴を生かした取組が必要です。

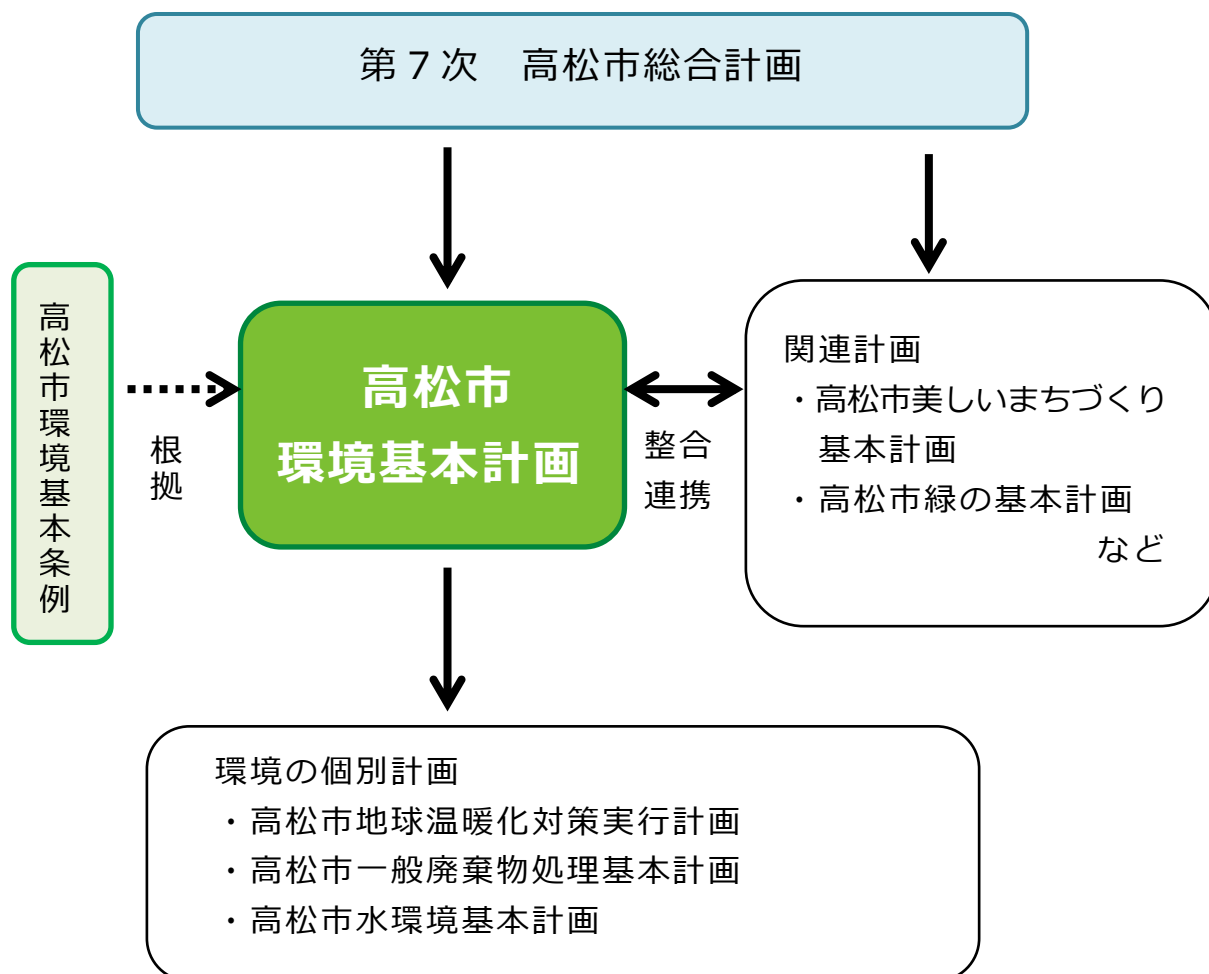
このような状況を踏まえて、前計画の令和5年度での計画期間終了に伴い、本市の環境行政をさらに推進するため、新たな環境基本計画を策定することとしました。



2 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「第7次高松市総合計画」の環境に関する分野別計画として位置付けられており、本市の関連計画等と整合性のとれた計画とします。

なお、市民・事業者・行政の協働による計画の推進を実現するため、市の施策とともに、市民・事業者・行政の役割や行動指針を示した計画とします。



3 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「第7次高松市総合計画」との整合性を図るため、総合計画の計画期間に合わせて、令和6年度（2024）から令和13年度（2031）までの8年間とします。ただし、具体的な施策、数値目標については、中間年である4年目に見直しを行うこととします。

また、本市の環境や社会情勢が大きく変化した場合については、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

4 計画の対象範囲

（1）対象地域

本計画は、高松市全域を対象とします。

（2）環境の範囲

本計画が対象とする範囲は、次のとおりとします。

分野	対象
地球環境	地球温暖化対策、再生可能エネルギーなど
循環型社会	廃棄物、水循環など
自然環境	生物多様性、森林、里地里山 ^{*1} 、農地など
生活環境	大気、水質、悪臭、騒音、振動、土壌、有害化学物質など
都市環境	公園、緑化、都市景観など
環境保全活動	環境教育、環境学習、市民参加活動など

■■■■■用語解説■■■■■

* 1 里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域です。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。

里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。



第2章

高松市の現状と課題

- 1 環境をめぐる社会の動向
- 2 高松市の概要
- 3 高松市の環境と現状
- 4 アンケート調査結果の概要
- 5 前計画の指標の達成状況
- 6 今後の課題



1 環境をめぐる社会の動向

(1) 持続可能な開発目標

平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、持続可能な開発目標 (SDGs) として 17 のゴール (目標) 及び 169 のターゲット (達成基準) が提示されました。

この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが数多く含まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(出典：国際連合広報センター)

コラム 1

G7 香川・高松都市大臣会合

本市において令和 5 年 7 月 7 日～9 日に、G7 都市大臣会合が開催され、関係各国と「持続可能な都市の発展に向けた協働」をテーマに議論が行われました。

この成果として、コミュニケと「香川・高松原則」が取りまとめられました。



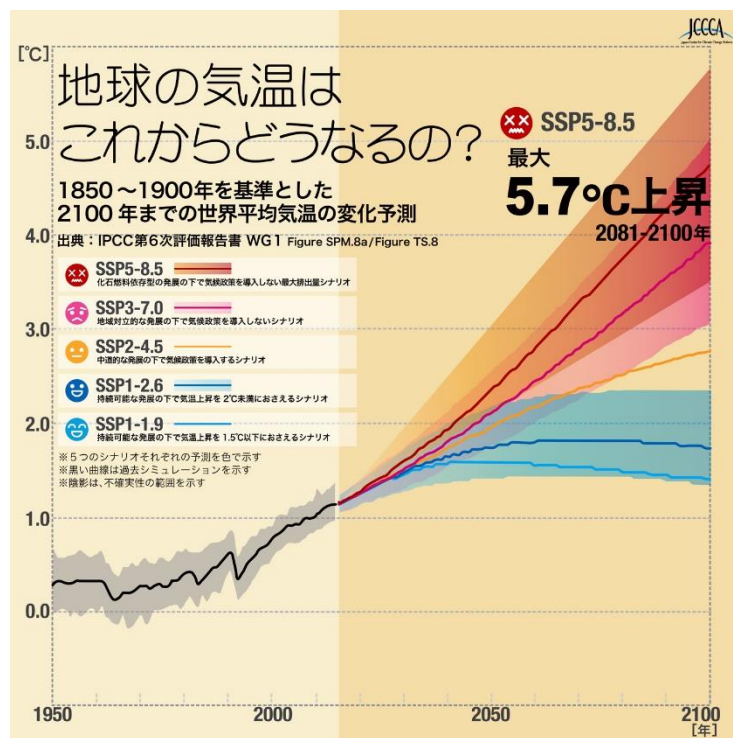
HP はこちら



(2) 気候変動と地球温暖化

気候変動による深刻かつ広範囲に渡る不可逆的な影響は我が国にも例外なく及びうるものであり、自然災害のリスクを増幅させることが懸念されています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC^{*2}）第5次評価報告書によると、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また、2100年までの範囲では、人為起源の発生源の二酸化炭素（CO₂）累積排出量と予測される世界平均気温の変化量の間に、ほぼ比例の関係があることが明らかになっています。国際的な気候変動への対応として、平成27（2015）年12月に採択されたパリ協定は、世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス^{*3}排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）を目指すこととしています。



（出典：全国地球温暖化防止活動推進センター）

用語解説

* 2 国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的に設立された政府間組織です。世界中の科学者の協力の下、出版された文献に基づいて、定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供しています。

* 3 温室効果ガス

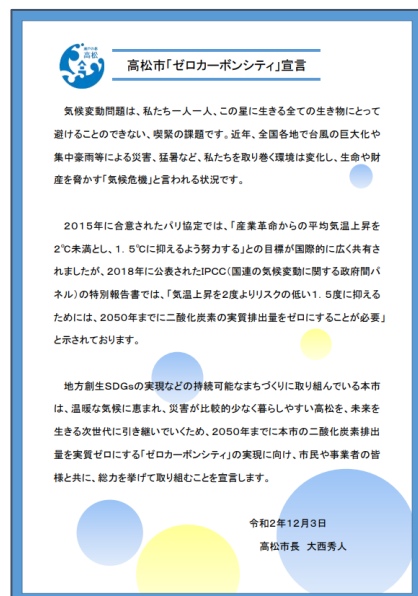
大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすものを指します。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類があります。

コラム2

高松市ゼロカーボンシティ宣言

本市では、脱炭素に資する取組として、令和2年12月3日に、2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指し、持続可能な未来の実現のため、市民や事業者等とともに総力をあげて取り組むよう「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

この宣言に基づいて、二酸化炭素を含む温室効果ガス実質排出量を、令和12(2030)年度に、平成25(2013)年度比で46%減の水準にすることを目指し、下記の取組を行っています。



時期	主なもの
令和2年 12月	市長を本部長とする「高松市脱炭素社会推進本部」設置。
令和3年 2月	「ゼロカーボン市区町村協議会」に参加。
令和3年 4月から	「スマートハウス等普及促進補助事業」開始。
令和3年 12月	「脱炭素型ライフスタイル推進モデル事業」開始。
令和4年 1月	「脱炭素型ライフスタイル推進リーダー養成講座」開始。
令和4年 2月	「食品ロス削減推進計画」策定。
令和4年 3月	「地球温暖化対策実行計画」見直し。
令和4年 4月	組織再編により「ゼロカーボンシティ推進課」を新設。
令和4年 7月から	市内全地区において、地域コミュニティ協議会・衛生組合協議会への巡回説明会を実施。
令和5年 6月	市役所正面玄関前に、マイボトル用給水スポットを設置。
令和5年 8月から	「高松市省エネ家電製品購入補助金事業」実施。
令和5年 9月	「デコ活」の実践・推進を宣言する「デコ活宣言」実施。
令和6年 予定	「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム」見直し。



(3) プラスチックごみ

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、我が国においては、令和元年度（2019）5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、プラスチックの資源循環を推進する施策が進められています。

さらに、令和4年（2022）4月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み（3R+Renewable）を促進するための措置が講じられることとなり、本市にも、いわゆる製品プラスチックの再商品化に向けた取組が求められています。

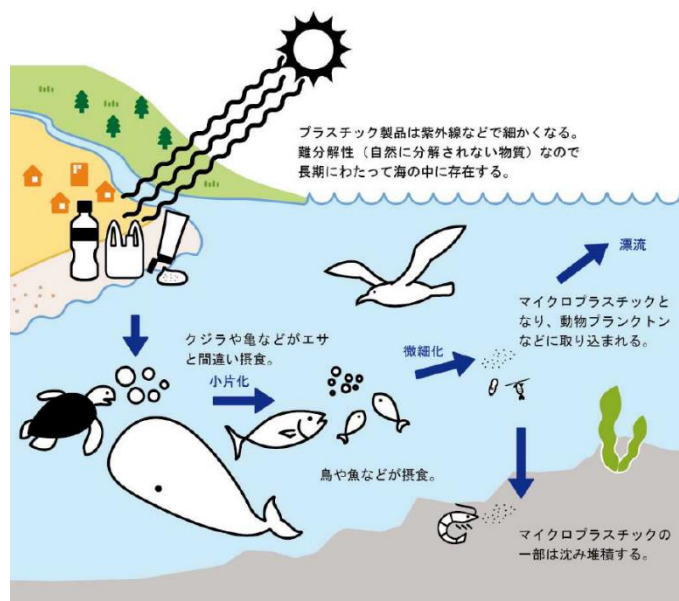
コラム3

海洋プラスチックごみ問題

現在、海へ流入するプラスチックごみの量は世界で年間 800 万トンと推定され、今のペースで増えていくと、2050 年には海の中にあるプラスチックごみの量が魚の量を超えると試算されています。

海洋プラスチックごみの中でも、「マイクロプラスチック」と呼ばれる 5 mm 未満の微細なプラスチックごみが、近年問題視されています。

「マイクロプラスチック」は、海に流れ出たプラスチックごみが紫外線や波によって細かく砕かれたもので、小魚や貝などの生きものがそれを体の中に取り込み、さまざまな生き物の中に蓄積することも懸念されます。



（出典：環境省）

（４）生物多様性

生物多様性とは、動物、植物から菌類などの微生物まで、すべての生物の間に違いがあり、異なる環境で自分たちの生きる場所を見つけ、互いに違いを活かしながら、つながり調和している状態のことです。

令和４年１２月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第１５回締約国会議（COP15）では、２０１０年に採択された愛知目標の後継となる、２０３０年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。これを踏まえ、我が国では、令和５年３月３１日に「生物多様性国家戦略 ２０２３-２０３０」を閣議決定しました。

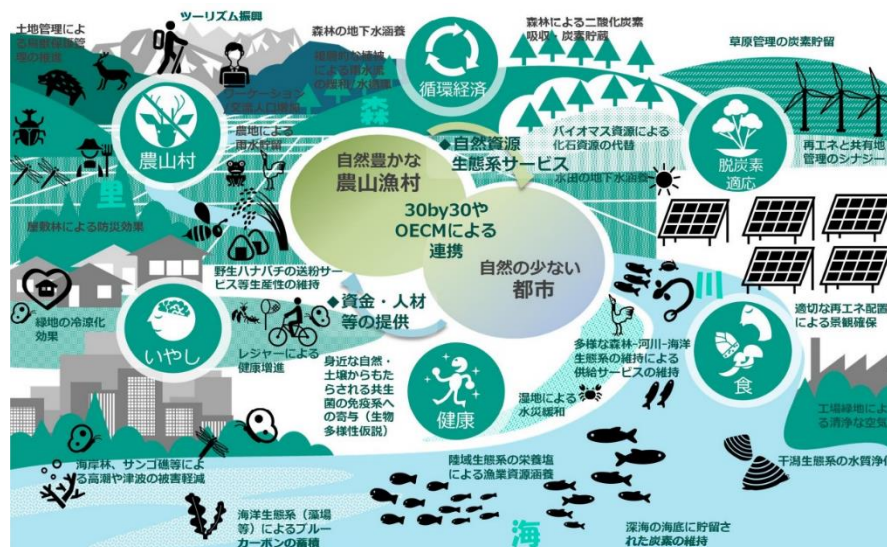
コラム４

30by30

30by30 とは、２０３０年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、２０３０年までに陸と海の３０％以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

この目標の達成を目指すことは、地域の経済・社会・環境問題の同時解決につながる NbS（Nature-based Solution）のための、健全な生態系を確保する基盤的・統合的アプローチとなります。

30by30を進めるための保護地域を拡充するための試みとして OECM 認定制度があります。里地里山や企業林や社寺林などのように地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている土地を OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）として認定し保全を促進するものです。



（出典：環境省）

2 高松市の概要

本市は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面し、これまで、人々の暮らしや経済・文化など様々な面において、瀬戸内海との深い関わりの中で、県都として、また、四国の中枢管理都市として発展を続けてきた、海に開かれた都市です。

「高松」は、天正 16（1588）年、豊臣秀吉の家臣生駒親正が玉藻浦に居城を築き高松城と名付けたことに由来し、生駒 4 代 54 年、松平 11 代 220 年を通じて城下町として栄えました。

明治維新の廃藩置県後、香川県の県庁所在地となり、明治 23（1890）年 2 月 15 日に市制をしき、全国 40 番目の市としてスタートしました。

これまでに大正、昭和、平成を通じ、8 回にわたる合併で、北は瀬戸内海から南は徳島県境に至る、海・山・川など恵まれた自然を有する広範な市域の中に、にぎわいのある都心やのどかな田園など、都市機能・水・緑が程よく調和し、豊かな生活空間を有する都市となっています。

恵まれた風土と地理的優位性を生かし、四国の中枢管理都市として発展してきましたが、特に昭和 63（1988）年の瀬戸大橋開通や平成元（1989）年の新高松空港開港、平成 4（1992）年の四国横断自動車道の高松への延伸などにより高松市を取り巻く環境が大きく変化する中、平成 11（1999）年 4 月、中核市に移行しました。



3 高松市の環境と現状

本市の環境に関する現状（概要）を以下に示します。
詳細が述べられている本編につきましては、ホームページを御覧ください。

また、毎年高松市の環境の現状をまとめた、「高松市環境白書」を発行しています。

環境白書



基礎調査



HPはこちら

(1) 自然的条件

■ 地理的特色

本市は、四国の北東部、香川県のほぼ中央部に位置し、東西約 24km、南北約 36km、面積は香川県の総面積のほぼ 20%に当たる 375.67km²（令和 5 年 5 月 1 日現在）となっています。

北部は瀬戸内海に面し、島々が点在し、中央部は讃岐平野と丘陵地が広がり、南部は讃岐山脈で山々が連なっています。

■ 気候

本市は、瀬戸内海式気候区に属し、比較的温暖で年間を通じて降水量は少なく、日照時間が長い気候特性があります。



(出典：気象庁「高松気象観測所」)

(2) 社会的条件

■ 人口及び世帯数

人口は、平成 27 (2015) 年をピークに減少傾向となっています。また、世帯数は、増加傾向となっています。



■土地利用の状況

本市の土地利用状況は、山林が 39%と最も多く、次いで宅地が 24%、田が 23%となっています。

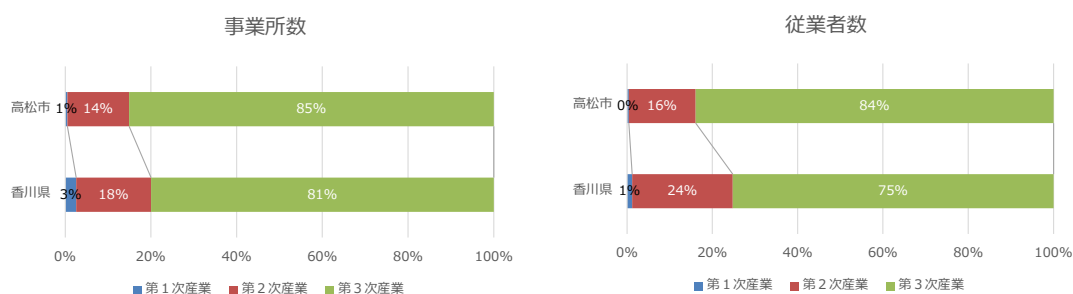
本市は、香川県全体と比べて、宅地利用が多いことが分かります。



（出典）香川県統計年鑑

■産業の状況

産業は、事業所数、従業員数ともに第 3 次産業が最も多く、全体の 80%以上を占めています。中でも、「卸売業、小売業」が最も多くなっています。



（出典）令和 3 年経済センサスー活動調査（速報）

（3）地球環境

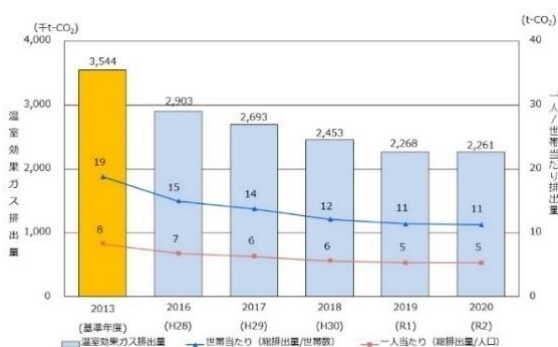
■地球温暖化

本市の年平均気温は、50 年あたり 1.8℃の割合で上昇しています。

1942（昭和 17）年から 1951（昭和 26）年までの年平均気温は 14.6℃ですが、2013（平成 25）年から 2022（令和 4）年までの年平均気温は 17.1℃となっており、上昇傾向にあります。

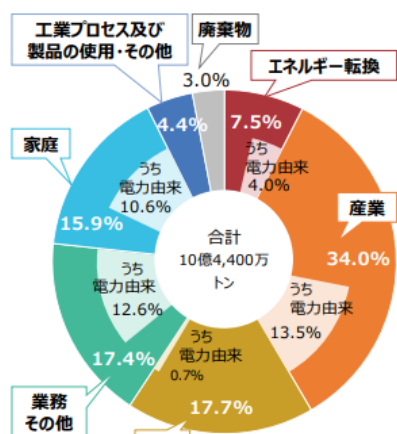
■温室効果ガスの排出量

本市の 2020（令和 2）年度の温室効果ガス排出量は、約 226 万 t- CO₂ であり、基準年度(2013 年度)と比べ 36.2%減少、前年度と比べ 0.3%減少しています。

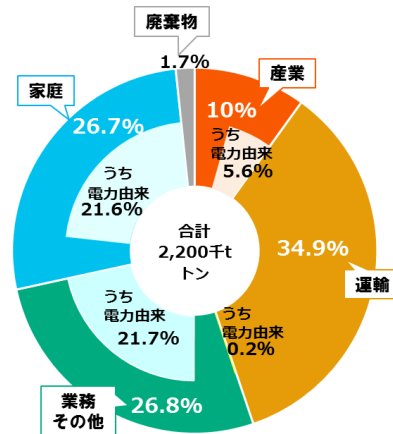


■部門別CO₂排出量

本市の二酸化炭素排出量は、全国の合計値に比べて産業部門の占める割合が小さく、代わりに、運輸部門、業務その他部門、家庭部門が大きな割合を占めていることが特徴です。



全国



高松市

部門別CO₂排出量の内訳

(出典：令和2年度温室効果ガス排出量(環境省))

■再生可能エネルギー

市内において、バイオマス以外の再生可能エネルギーは、設備容量314万kW、発電量約40億kWh/年のポテンシャルがあると推計されています。

エネルギー種別にみると太陽光発電の導入ポテンシャルが高くなっており、特に農地におけるポテンシャルが全体の6割を占めています。

表 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

エネルギー種	導入ポテンシャル(kW)	発電量(千kW/年)	TJ/年
住宅用等太陽光	845,000	1,077,574	-
公共系等太陽光	2,281,561	2,908,989	-
公共系建築物	49,035	62,519	-
発電所・工場・物流施設	82,285	104,913	-
低・未利用地	45,349	57,820	-
農地	2,104,892	2,683,737	-
市有未利用地太陽光	1,347	1,711	-
陸上風力	12,000	25,906	-
洋上風力	0	0	-
中小水力(河川、農業用水路)	0	0	-
地熱	0	0	-
潮流	実証段階	-	-
太陽熱	-	-	1,981
地中熱	-	-	16,034
合計	3,139,908	4,014,180	18,015

(出典：高松市地域再エネ導入戦略)

■ごみ処理施設の発電量

南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターでは、焼却熱を利用して発生した蒸気で発電を行います。電力は、施設内で使用するほか、余剰電力は電力会社へ送電しています。令和4年度の総発電電力量は、南部クリーンセンターでは、17,304,370kWh、西部クリーンセンターでは、17,214,190kWhでした。

■下水道事業における再生可能エネルギー

本市の東部下水処理場では、平成28(2016)年から下水汚泥の処理過程で発生する消化ガス(バイオマス)を燃料とする発電を行っています。発電した電気は一部の設備を稼働する際の電力に使用し、残りは電力会社買い取ってもらい、その収入を下水道事業の維持管理費に充てています。令和4年度の年間発電量は3,240,919kWhであり、CO₂削減量は、1,409.8t-CO₂でした。



(4) 循環型社会

■ 廃棄物

本市の1人1日当たりの排出量の合計は、871g/人日で、全国平均と比較して少ないです。

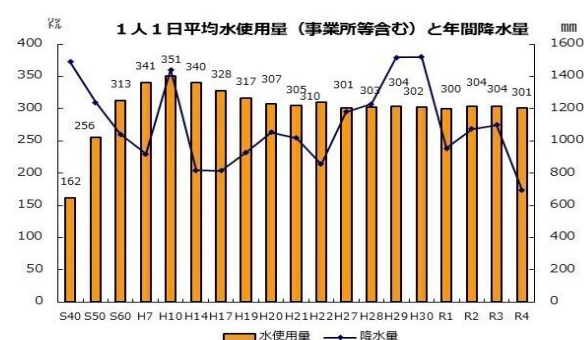
また、全国平均及び他3市と比較して、生活系ごみは少ないものの、事業系ごみは多いです。



(出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査 (令和3年度実績))

■ 水循環

1人1日当たりの水使用量は、平成10(1998)年をピークに減少傾向となっており、近年は概ね横ばいで推移しています。



(5) 自然環境

■ 地形

本市は、四国の北東部に位置し東部は、屋島、庵治半島及び前田山の丘陵が分布し、西部は、五色台から鷲ノ山に続く丘陵が高松平野を囲むように分布しています。

■ 植生

本市の潜在自然植生は、常緑広葉樹林帯であるヤブツバキクラス域から落葉広葉樹林帯であるブナクラス域まで及んでいますが、そのほとんどが、高木がシイ、カゴノキ、クロガネモチ等の照葉樹で構成された森林となっています。

代償植生は、市内のほとんどを占めていますが、自然植生に近いものとして、シイ・カシ常緑広葉樹二次林、ウバメガシ二次林、クヌギ・コナラ等、夏緑広葉樹二次林がみられます。

■ 哺乳類

本市には7目32種の哺乳類が生息しています。香川県が準絶滅危惧種に指定している哺乳類が2種(アズマモグラ、ニホンイタチ)生息しています。

■ 鳥類

野鳥は、繁殖地、越冬地を移動する種類も多く、季節で様変わりする特徴があります。例えば、高松東部の新川、春日川等の河口干潟では年間約130種近くの野鳥が観察されています。また、栗林公園では約90種類の野鳥が記録されています。



■ 淡水魚類

本市は、短い河川が多く、また、降水量が少なく川の水量も少ないことや、ため池の多くは利水用であること等から、淡水魚の生息環境としては厳しい地理的特性があります。そのような中、ヌマムツ、イトモロコ、ヤリタナゴ、シマドジョウ、カジカ、ニッポンバラタナゴ等の希少種の生息が確認されています。



ヌマムツ

■ 海水魚類等

本市は、我が国の最大の内海である瀬戸内海の海域の一つ、備讃瀬戸に面しており、多くの海水魚類等が生息しています。魚種別漁獲量では、いかなご、いわし類、たこ類で、全体の約 6 割を占めています。また、分布域が狭く、頭足類としては希少性が高い、ヒメジンドウイカ、ベイカの分布が確認されています。

■ 両生・爬虫類

本市の両生類は 15 種が確認されており、そのうち希少種は 6 種（セトウチサンショウウオ、イシヅチサンショウウオ、アカハライモリ、トノサマガエル、ニホンヒキガエル、ナゴヤダルマガエル）となっています。

本市の爬虫類は 16 種が確認されており、そのうち希少種は 2 種（タワヤモリ、ニホントカゲ）となっています。

（６）生活環境

■ 大気環境

環境基準が定められた 6 物質中、二酸化いおう、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素及び微小粒子状物質(P M 2.5)については、測定しているすべての測定局で環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては測定している 4 測定局すべてで、環境基準を達成しませんでした。

■ 水質

水質汚濁に係る環境基準については、環境基本法に基づいて、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)は、公共用水域と地下水に一律に定められており、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)は、指定された水域類型ごとに定められています。

本市では、10 河川 12 地点の水域で類型が指定されており、各水域の測定地点で水質調査を行っています。河川において環境基準(BOD)を達成したのは 12 地点中 7 地点(達成率 58.3%)でした。

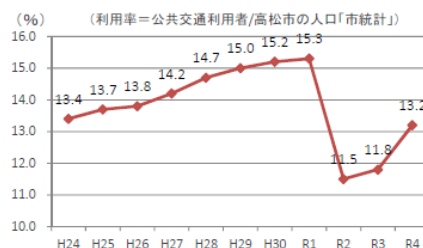
類型	BOD 基準値
A	2 mg/L 以下
B	3 mg/L 以下
C	5 mg/L 以下
D	8 mg/L 以下
E	10mg/L 以下



(7) 都市環境

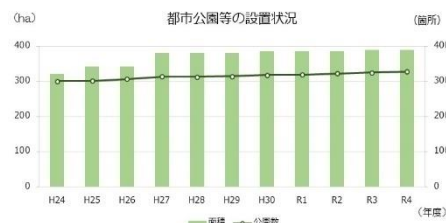
■ 公共交通利用率

令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の影響による、学校の臨時休業や外出自粛などに伴い、公共交通利用率が大幅に低下しましたが、近年は回復傾向にあります。



■ 都市公園

都市公園等の設置状況は、面積、公園数ともに概ね横ばい傾向にあります。

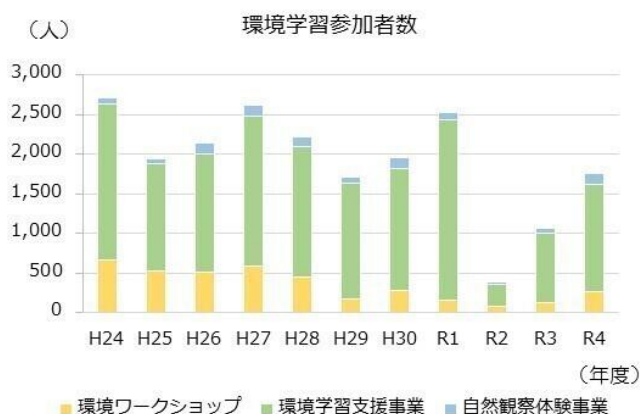


(8) 環境保全活動

■ 環境教育・環境学習

環境活動団体と協力して、出前講座や環境ワークショップ、自然観察体験など、多様な環境学習を実施しています。

新型コロナウイルス感染症防止のため、令和2年度は、年度前半及び夏休みは講座が中止になり、参加者数が大幅に減少しましたが、徐々に回復傾向にあります。



HPはこちら



芋掘り体験バスツアー



秋薫るしおのえ里山バスツアー

4 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

本計画の策定に当たり、本市の環境の現状と将来像について、また市として取り組むべき課題を把握するため、「高松市環境に関するアンケート」を実施しました。

市民等意識調査結果の詳細が述べられている本編につきましては、ホームページにて公表しています。



HPはこちら

(2) 調査の対象

■ 市民アンケート

住民基本台帳をもとに、無作為に抽出した 18 歳以上の市民 1,000 人

■ 事業者アンケート

無作為に抽出した高松市内の 300 事業者

(3) 調査の実施方法

■ 実施期間

令和 4 年 9 月 30 日（金）～令和 4 年 10 月 14 日（金）

■ 配布及び回収方法

郵送にて配布し、郵送若しくはウェブにて回収

	市民アンケート		事業者アンケート	
送付数	1,000		300	
回収数	311		150	
	郵送：207	ウェブ：104	郵送：61	ウェブ：89
回収率	31.1%		50.0%	

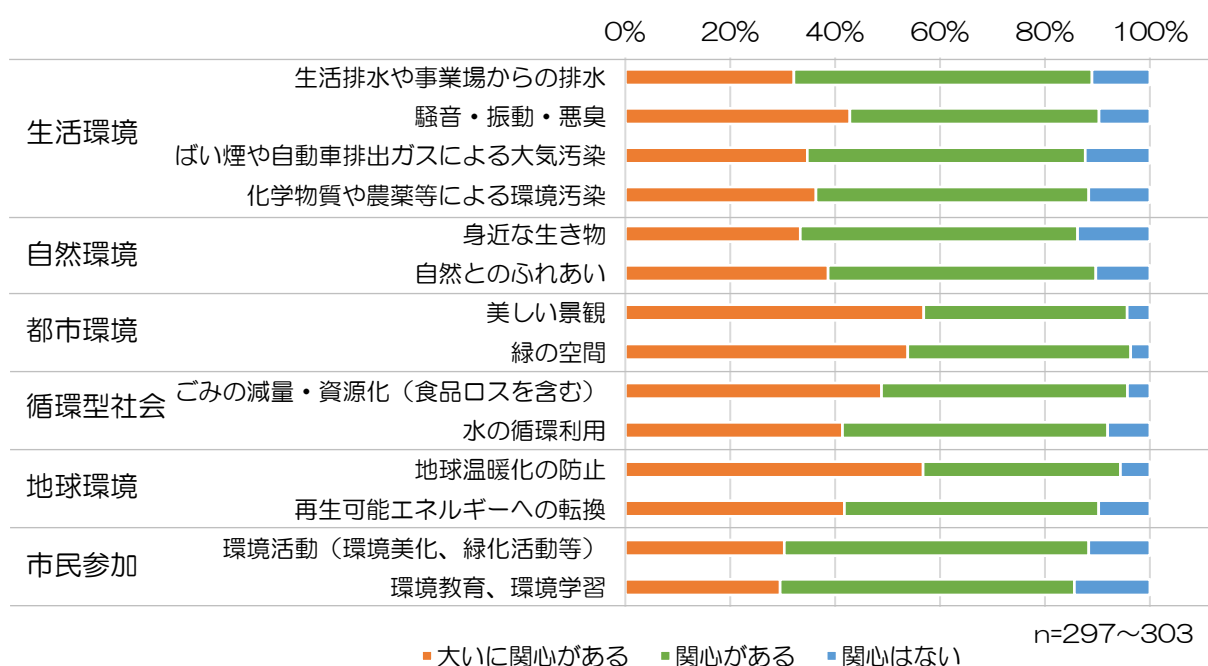


(4) 環境についての関心度

市民を対象に、14の項目について、どのくらい関心があるかを聞きました。特に「美しい景観」「緑の空間」などの都市環境に強い関心を持たれています。「ごみの減量・資源化（食品ロスを含む）や、地球規模で対策が求められている「地球温暖化の防止」なども高い関心を持たれています。

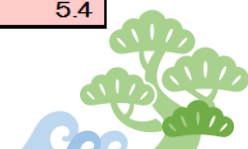
また、前回（平成26年度）の結果と比較すると、「都市環境」「循環型社会」「地球環境」「市民参加」に関する項目については関心度が上昇しています。

環境についての関心度



区分	項目	大いに関心がある	関心がある	関心はない	合計	関心度 (%) ※		
						今回 (R4)	前回 (H26)	前回との差
生活環境	生活排水や事業場からの排水	96	170	33	299	89.0	89.3	-0.3
	騒音・振動・悪臭	128	142	29	299	90.3	94.3	-4.0
	ばい煙や自動車排出ガスによる大気汚染	104	159	37	300	87.7	93.2	-5.5
	化学物質や農薬等による環境汚染	109	156	35	300	88.3	90.2	-1.9
自然環境	身近な生き物	99	157	41	297	86.2	89.3	-3.1
	自然とのふれあい	116	153	31	300	89.7	92.2	-2.5
都市環境	美しい景観	170	116	13	299	95.7	95.2	0.5
	緑の空間	161	127	11	299	96.3	96.2	0.1
循環型社会	ごみの減量・資源化（食品ロスを含む）	148	142	13	303	95.7	94.4	1.3
	水の循環利用	123	150	24	297	91.9	89.6	2.3
地球環境	地球温暖化の防止	172	114	17	303	94.4	93.9	0.5
	再生可能エネルギーへの転換	124	144	29	297	90.2	89.3	0.9
市民参加	環境活動（環境美化、緑化活動等）	91	174	35	300	88.3	85.5	2.8
	環境教育、環境学習	88	167	43	298	85.6	80.2	5.4

※「大いに関心がある」と「関心がある」と回答した人の割合

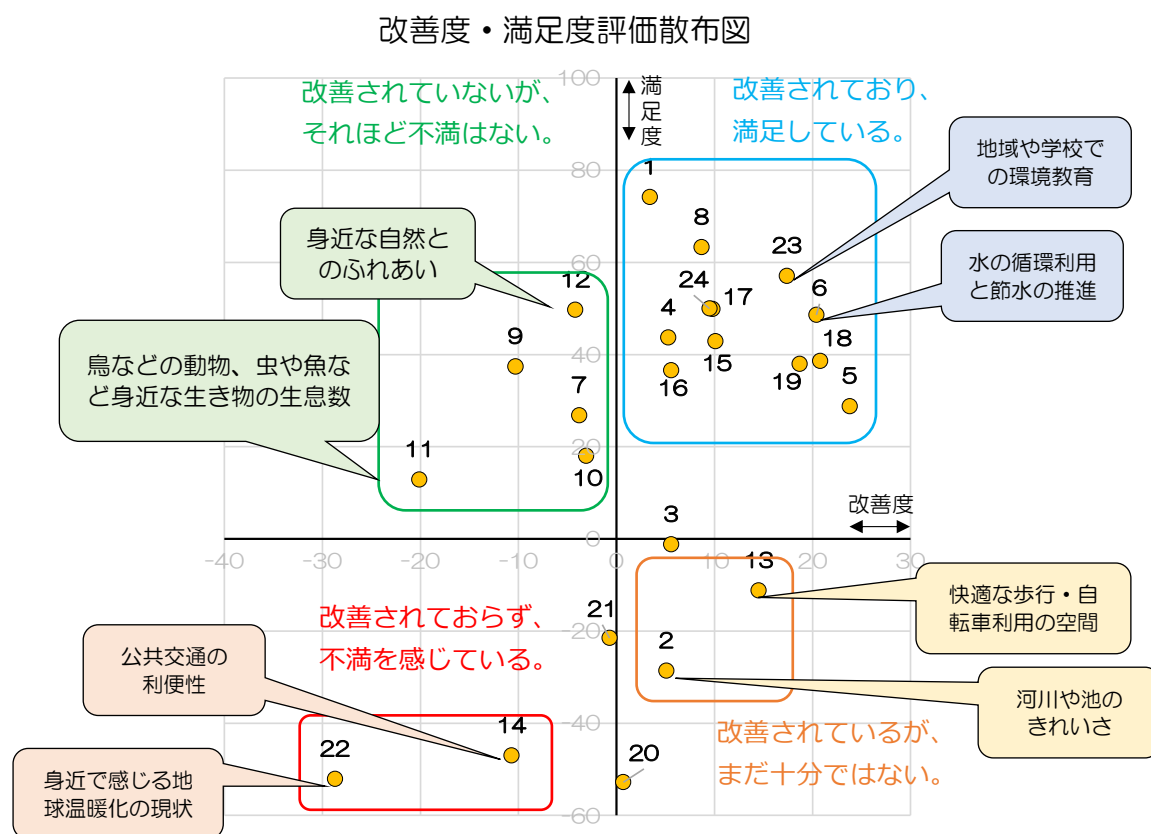


(5) 環境に対する評価（改善度・満足度）

市民を対象に、お住まいの地区を対象とした環境について、ここ数年での「改善度」及び「満足度」を聞きました。下図は、改善度及び満足度を点数化し、相関関係をグラフ化したものです。

改善度・満足度が高い項目としては、「地域や学校での環境教育」、「水の循環利用と節水の推進」などがあります。また、改善度は高いが、満足度が低い項目は、「河川や池のきれいさ」、「快適な歩行・自転車利用の空間」などです。

一方、改善度・満足度が低い項目としては、「身近で感じる地球温暖化の現状」、「公共交通の利便性」があり、今後、特に改善が必要な項目になっています。



項目一覧表

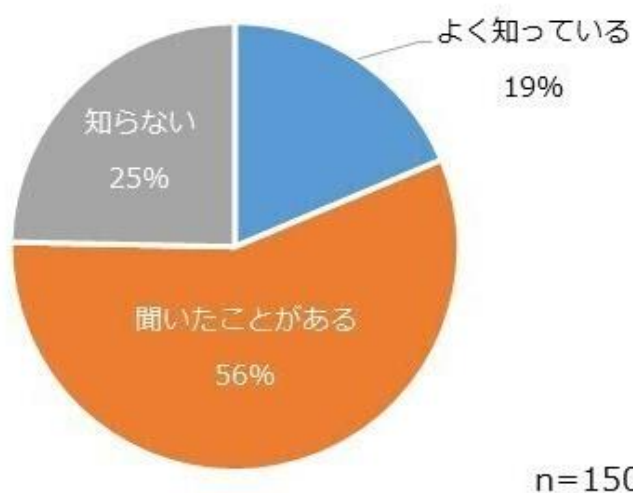
1	空気のきれいさ	13	快適な歩行・自転車利用の空間
2	河川や池のきれいさ	14	公共交通の利便性
3	海のきれいさ	15	ゆとりの空間（公園や運動場など）
4	土壌汚染の状況	16	自然や緑と調和したまち並み
5	安定した水資源の確保	17	歴史的・文化的遺産と調和したまち並み
6	水の循環利用と節水の推進	18	ごみ出しのマナーや分別収集
7	騒音や振動の状況	19	ごみの減量・リサイクルの推進
8	悪臭の状況	20	ごみのポイ捨て
9	野山や森林、田畑などの緑の豊かさ	21	廃棄物の不法投棄
10	海や川など、うるおいのある水辺空間	22	身近で感じる地球温暖化の現状
11	鳥などの動物、虫や魚など身近な生き物の生息数	23	地域や学校での環境教育
12	身近な自然とのふれあい	24	環境活動への参加

注 改善度は、良くなった〈+1〉点、変わらない〈0〉点、悪くなった〈-1〉点、満足度は、大いに満足〈+2〉点、満足〈+1〉点、不満〈-2〉点として、これに各回答の割合を乗じて点数化しました。

（6）ゼロカーボンシティの認知度

事業者を対象に、「高松市ゼロカーボンシティ」宣言の認知度を聞きました。本市が「ゼロカーボンシティ」宣言をしたことは、75%の事業者が認知していますが、「よく知っている」は19%に留まり、「知らない」が25%となっているため、今後も積極的に情報発信を行っていくとともに、事業者が「自分ごと」として捉えてもらえるように丁寧な説明を行っていく必要があります。

高松市ゼロカーボンシティ宣言の認知度

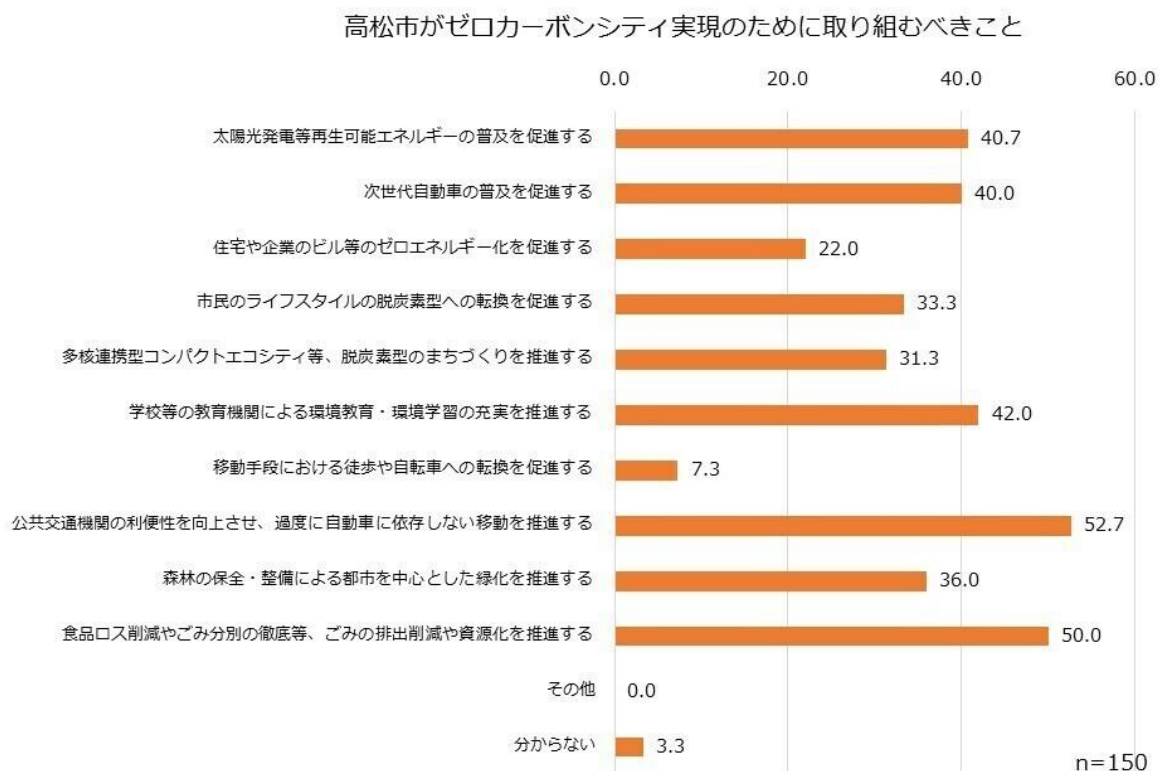


(7) ゼロカーボンシティ実現のために取り組むべきこと

事業者を対象に、本市がゼロカーボンシティ実現のために、市はどのようなことを優先的に取り組むべきか聞きました。

本市がゼロカーボンシティ実現のために取り組むべきこととしては、「公共交通機関の利便性を向上させ、過度に自動車に依存しない移動を推進する」が52.7%と最も多く、次いで、「食品ロス削減やごみ分別の徹底等、ごみの排出削減や資源化を推進する」が50%、「学校等の教育機関による環境教育・環境学習の充実を推進する」が42%となっています。

公共交通機関の利便性の向上や太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及促進など、ハード面での取り組みに加えて、普及啓発や環境教育などのソフト面での取り組みを求める声が多くなっています。



5 前計画の指標の達成状況

(1) 循環型社会

ボランティア清掃の参加数は、達成率がマイナスとなっています。これは、実施予定であった5つの不法投棄撲滅クリーン作戦すべてが新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため中止となったためと考えられます。また、地区単位や地域で実施している多くのボランティア清掃活動も、同様に中止となった事業もあることにより、ボランティア清掃の参加者数が大幅に減少したと考えられます。

施策の柱	指標名	H26年度 (2014) 基準値	R5年度 (2023) 目標値	R4年度 (2022) 実績値	評価	R4実績の 達成率
No.11 廃棄物の減量と 資源循環の推進	1人1日当たりのごみ排出量 【g/人・日】	970	874	882	A	103.1%
	1人1日当たりの資源化量 【g/人・日】	207	192	169	E	-
No.12 廃棄物の適正処理 の確保	一般廃棄物の年間埋立処分量 【t/年】	13,236	11,270	13,346	E	▲6.3%
	産業廃棄物の不適正保管量 【t】	12,372	11,500	11,536	A	107.9%
	ボランティア清掃の参加者数 【人/年】	155,438	226,000	143,299	E	▲19.4%
	不法投棄通報、相談件数 【件/年】	150	100	138	D	27.0%
No.13 水循環の推進	1人1日当たりの水道平均使用 水量【L/人・日】	301	299	301	D	0.0%
	下水再生水利用施設数 【施設】	61	65	62	D	28.1%
	透水性舗装の整備面積(累積) 【㎡】	52,927	59,357	60,448	A	131.6%

(2) 地球環境

概ね目標を達成できています。

施策の柱	指標名	H26年度 (2014) 基準値	R5年度 (2023) 目標値	R4年度 (2022) 実績値	評価	R4実績 の達成率
No.21 地球温暖化 対策の推進	総電力消費量に占める太陽光発電 システム設置費補助事業による発 電量の割合【%】	1.18	1.97	1.73	C	78.3%
	市有施設における再生可能エネル ギー発電設備の発電出力【kW】	3,068	5,060	4,936	A	105.5%
	家庭における地球温暖化防止のた めの取組の実施率(アンケート結果) 【%】	32.6	57.4	37.7	D	23.1%



(3) 生活環境

大気環境については、すべての指標で目標値を達成していますが、河川 BOD 値の環境基準の達成率は、E 評価※となっています。これは、下水道普及地域外への住宅増加に伴う生活排水の流入が要因の一つと考えられます。

施策の柱	指 標 名	H26 年度 (2014) 基準値	R5 年度 (2023) 目標値	R4 年度 (2022) 実績値	評価	R4 実績 の達成率
No.31 水環境の保全	河川 B O D 値の環境基準の達成率【%】	66.7	66.7	58.3	E	-
	海域 C O D 値の環境基準の達成率【%】	100	100	100	A	-
	污水处理人口普及率(合併処理浄化槽での処理人口を含む。) 【%】	84.9	89.3	89.3	A	112.5%
	合併処理浄化槽補助件数(累積)【件】	19,650	24,850	24,516	A	105.3%
	下水道管路耐震化率【%】	35.0	39.2	39.7	A	125.9%
	雨水対策整備率【%】	48.5	49.6	48.8	D	30.7%
No.32 大気環境の 保全	大気に係る環境基準の達成率 二酸化いおう【%】	100	100	100	A	-
	二酸化窒素【%】	100	100	100	A	-
	一酸化炭素【%】	100	100	100	A	-
	浮遊粒子状物質【%】	100	100	100	A	-
	ベンゼン【%】	100	100	100	A	-
	トリクロロエチレン【%】	100	100	100	A	-
	テトラクロロエチレン【%】	100	100	100	A	-
	ジクロロメタン【%】	100	100	100	A	-
	光化学オキシダントの注意 報・警報の発令回数【回】	0	0	0	A	-
	微小粒子状物質(PM2.5)の注 意喚起回数【回】	0	0	0	A	-
No.33 騒音・振動・悪 臭・化学物質対策 などの推進	騒音に係る環境基準の達成率 一般地域(昼夜全日)【%】	100	100	100	A	-
	ダイオキシン類の環境基準の 達成率【%】	100	100	100	A	-

注 河川 BOD 値の環境基準の達成率は、現状維持を目標としています。



(4) 自然環境

「ため池守り隊」市民活動取組箇所数の達成率がマイナスとなっています。これは、新たな市民活動団体の加入がなかったことなどが原因と考えられます。

施策の柱	指 標 名	H26 年度 (2014) 基準値	R5 年度 (2023) 目標値	R4 年度 (2022) 実績値	評価	R4 実績 の達成率
No.41 自然環境の 保全	耕作放棄地再生利用面積 (累積)【ha】	13.1	22.0	16.3	D	40.4%
	「ため池守り隊」市民活動取 組箇所数【か所】	15	24	14	E	▲12.5%
No.42 自然とのふれ あいの充実	市民農園設置数【か所】	32	32	30	E	-
	香南アグリーム利用者数 【万人】	6.6	7.5	7.0	C	50.0%

(5) 都市環境

公共交通機関利用率やレンタサイクル利用者数は、達成率がマイナスとなっています。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、利用者が減少したためと考えられます。

また、文化財学習会・体験講座参加者数は、達成率がマイナスとなっています。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、参加者が減少したためと考えられます。

施策の柱	指 標 名	H26 年度 (2014) 基準値	R5 年度 (2023) 目標値	R4 年度 (2022) 実績値	評価	R4 実績 の達成率
No.51 環境にやさし い交通環境の 整備	公共交通機関利用率【%】	13.8	16.5	13.2	E	▲25.0%
	レンタサイクル利用者数 【人/年】	306,580	328,500	150,625	E	▲800.4%
	自転車走行空間の整備済延 長(累積)【km】	4.2	15.9	11.2	C	67.3%
No.52 身近な緑の 保全と創造	市民1人当たりの都市公園等 の面積【㎡/人】	8.14	9.28	9.40	A	124.3%
	民有地緑化助成数【件/年】	4	4	2	C	65.6%
	建物緑化助成数【件/年】	2	2	0	D	12.5%
	小学校校庭の芝生化実施校 数(累積)【校】	12	17	17	A	112.5%
No.53 美しい景観の 保全と創造	特別な区域における既存不適 格広告物の適正化率【%】	20	80	75	A	103.1%
	文化財学習会・体験講座参 加者数【人/年】	1,219	1,400	215	E	▲624.0%



(6) 環境保全活動

環境学習講座参加者数は、達成率がマイナスとなっています。これは、新型コロナウイルス感染防止対策として、参加人数を制限したことなどにより、参加者数が伸び悩んだためと考えられます。

また、「いざ里山」市民活動支援事業参加団体数が、達成率がマイナスとなっています。これは事業完了等により申請団体数が減少したためと考えられます。

施策の柱	指 標 名	H26 年度 (2014) 基準値	R5 年度 (2023) 目標値	R4 年度 (2022) 実績値	評価	R4 実績 の達成率
No.61 環境教育・環境学習の充実	環境学習講座参加者数【人/年】	2,146	2,400	1,760	E	▲171.0%
	南部クリーンセンター(エコホタル)環境学習参加者数【人/年】	2,943	3,450	3,015	D	16.0%
No.62 環境保全活動の推進	「いざ里山」市民活動支援事業参加団体数【団体】	11	29	1	E	▲62.5%
	「たかまつマイロード」事業認定団体数【団体】	113	123	128	A	168.7%
	公園愛護会の団体数【団体】	149	160	158	B	92.0%

【達成率評価基準】

評価	達成率
A	100%以上
B	80%以上 100%未満
C	50%以上 80%未満
D	0%以上 50%未満
E	0%未満（マイナス）

【達成率算出方法】

$$\frac{(R4 \text{ 実績値} - H26 \text{ 基準値})}{(R5 \text{ 目標値} - H26 \text{ 基準値}) \div 9 (\text{計画年数}) \times 8 (\text{経過年数})} \times 100$$

注 平成 26 年度基準値の現状維持を目標としている指標については、目標を達成していれば A 評価、目標を達成していなければ E 評価としています。現状維持を目標としている指標については、指標名を**黒太字**で表記しています。

前計画の指標の達成状況の詳細が述べられている本編につきましては、ホームページにて公表しています。



HP はこちら



6 今後の課題

(1) 地球環境

市民アンケート調査では、「身近で感じる地球温暖化の現状」について、改善度・満足度ともに低い結果となっています。今後は、国の動向などを注視しながら、各種施策に取り組んでいく必要があります。

(2) 循環型社会

前計画の指標の達成状況をみると、一般廃棄物の排出量（収集量）は、近年、減少から横ばいに変化しています。今後も引き続き、さらなる減量化・資源化の推進に向けた効果的な取組を進める必要があります。

(3) 自然環境

市民アンケート調査では、「鳥などの動物、虫や魚など身近な生き物の生息数」等自然環境分野の項目について、改善度が低くなっています。自然環境の保全を図るとともに、自然の大切さを実感できるように、身近な自然とのふれあいを充実させる取組を進めていく必要があります。

(4) 生活環境

市民アンケート調査では、「海のきれいさ」、「河川や池のきれいさ」の項目について、満足度が低くなっています。また、前計画の指標の達成状況をみると、一部河川では環境基準を達成できていないため、今後も引き続き、生活排水等の取組を進めていく必要があります。

(5) 都市環境

市民アンケート調査では、「公共交通の利便性」が改善度・満足度ともにやや低くしており、過度に自動車に依存しないような交通体系の整備や、公共交通の利用促進を図る必要があります。

(6) 環境保全活動

市民アンケート調査では、「環境活動」「環境教育、環境学習」といった市民参加の項目の関心度は前回（平成26年度）と比較して、高くなっていますが、環境を良くするためには、マナーを守ることが大切であり、市民の環境意識のさらなる向上を図る必要があります。

また、環境学習参加者数をみると、徐々に回復傾向にあるものの、令和4年度の実績値は、前計画の目標値を達成していません。引き続き、出前講座やイベント等を実施し、多くの市民や事業者が環境問題を「自分ごと」としてとらえ、行動へ結びつけていくことが課題です。





第3章

目指すべき環境像と基本目標

- 1 目指すべき環境像
- 2 基本目標
- 3 施策体系図
- 4 基本目標・施策の柱・施策の項目の相互関連表



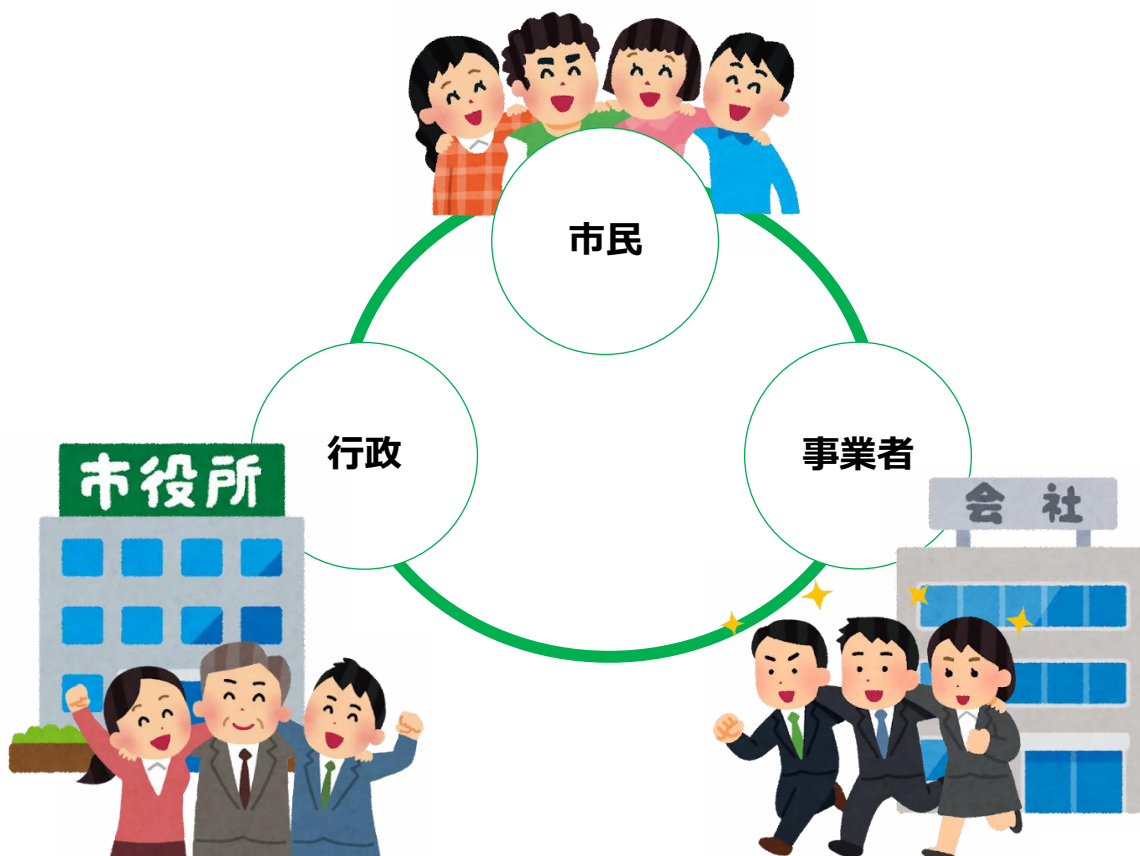
1 目指すべき環境像

「人」と「さと・まち」が結びつき 未来へつなぐ 持続可能な都市 たかまつ

本市は、豊かな自然と都市機能が調和したまちです。この環境を次世代につなぐためにも、市民や事業者等と協働し、地域全体で環境問題に取り組む必要があります。市民一人ひとりが、環境問題を自分ごととしてとらえ、地域の環境や生物多様性を思いやることで、「誰一人取り残さない」持続可能なまちを目指します。

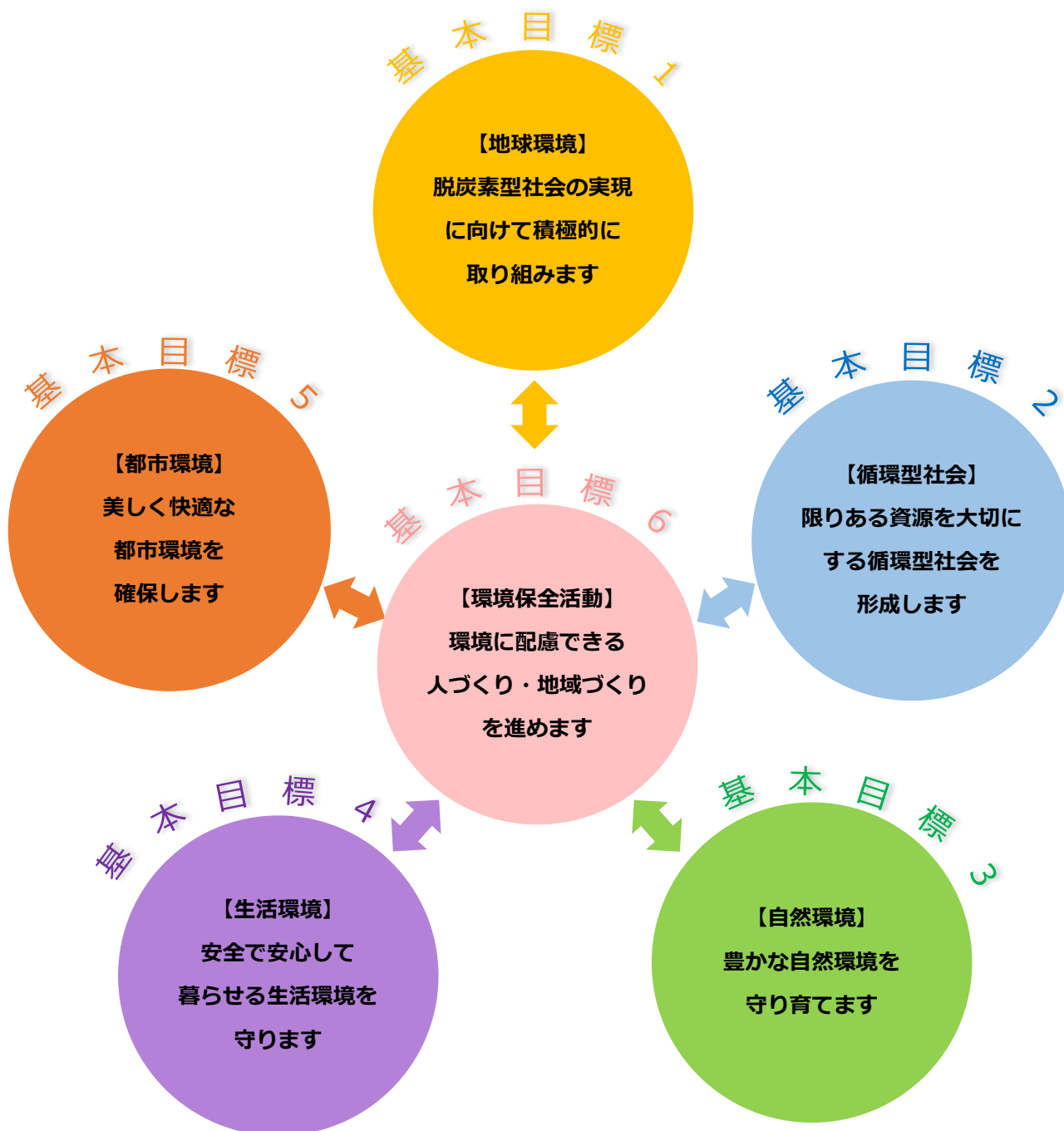
特に近年は、温暖化をはじめとした環境問題が、地球規模となっており、世界的に脱炭素化への対応が求められています。本市では、一人ひとりが率先して脱炭素型ライフスタイルの実践に努め、地球環境に配慮した行動をとることで、ゼロカーボンシティの実現に貢献します。そして、誰もが住み続けたいと思うまちを、未来の子どもたちに、しっかりとつないでいきたいと考えています。

また、市民・事業者・行政の協働による計画の推進を実現するため、市の施策とともに、市民・事業者・行政の役割や行動指針を示した計画とします。



2 基本目標

本計画では、目指すべき環境像の実現に向けて、高松市環境基本条例の規定に基づき、環境の範囲を定め、「地球環境」「循環型社会」「自然環境」「生活環境」「都市環境」「環境保全活動」のそれぞれの範囲ごとに6つの基本目標を掲げて、取組を推進しています。



3 施策体系図

目指すべき 環 境 像	基本目標	施策の柱
「人」と「さと・まち」が結びつき 持続可能な都市 たかまつ 未来へつなぐ	1 脱炭素型社会の実現に向けて積極的に取り組みます	11 地球温暖化対策の推進 12 脱炭素型まちづくりの推進
	2 限りある資源を大切にする循環型社会を形成します	21 廃棄物の減量と資源循環の推進 22 廃棄物の適正処理の確保 23 水循環の推進
	3 豊かな自然環境を守り育てます	31 自然環境の保全 32 自然とのふれあいの充実
	4 安全で安心して暮らせる生活環境を守ります	41 水環境の保全 42 大気環境の保全 43 良好な生活環境の保全
	5 美しく快適な都市環境を確保します	51 環境にやさしい交通環境の整備 52 身近な緑の保全と創出 53 美しい景観の保全と創出
	6 環境に配慮できる人づくり・地域づくりを進めます	61 環境意識の醸成 62 環境教育・環境学習の充実

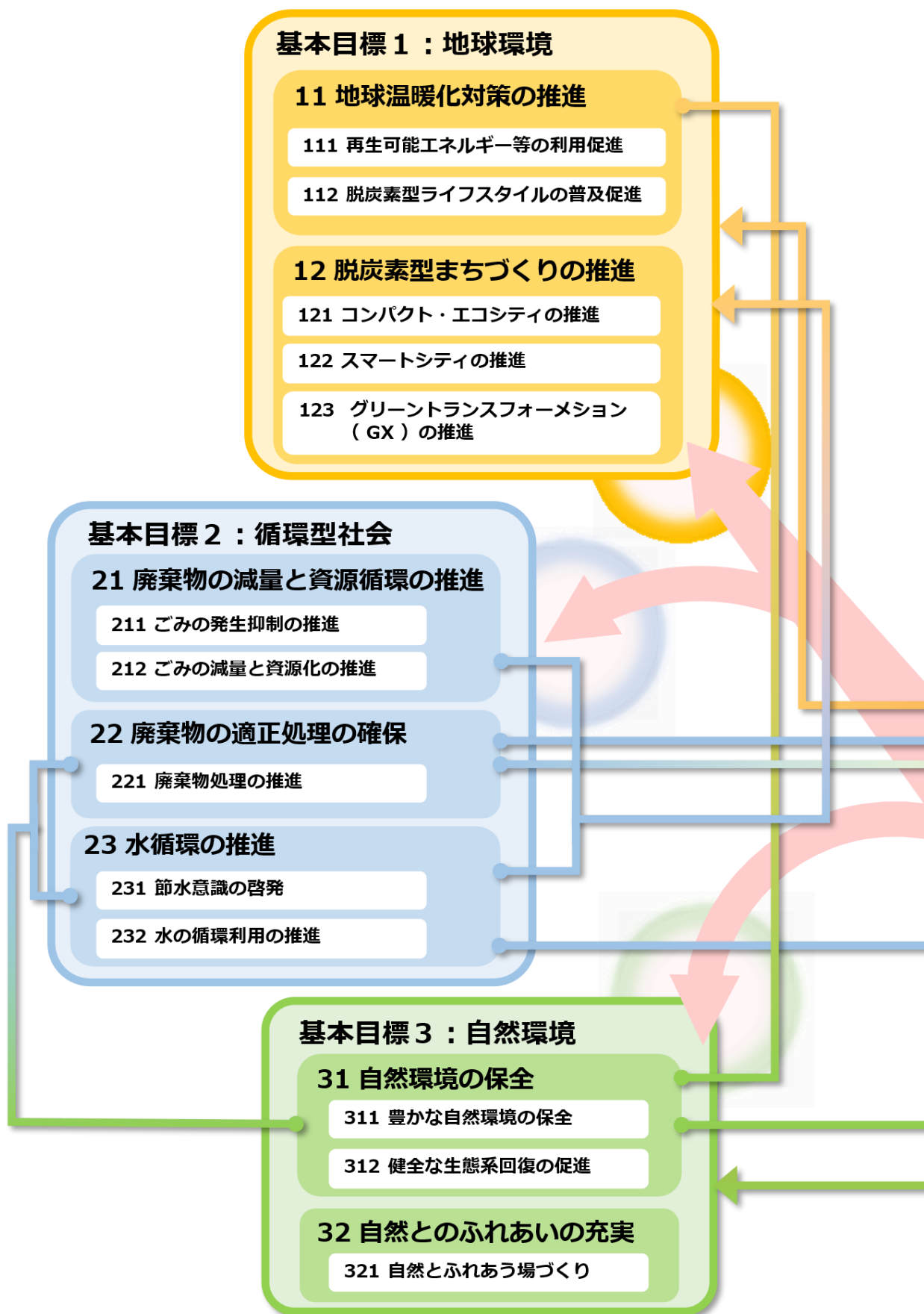


施策の項目	
-------	--

111	再生可能エネルギー等の利用促進
112	脱炭素型ライフスタイルの普及促進
121	コンパクト・エコシティの推進
122	スマートシティの推進
123	グリーントランスフォーメーション（GX）の推進
211	ごみの発生抑制の推進
212	ごみの減量と資源化の推進
221	廃棄物処理の推進
231	節水意識の啓発
232	水の循環利用の推進
311	豊かな自然環境の保全
312	健全な生態系回復の促進
321	自然とふれあう場づくり
411	水質の保全
412	水災害への備え
421	大気汚染対策の推進
431	騒音・振動対策の推進
432	悪臭対策の推進
433	化学物質対策などの推進
511	公共交通ネットワークの充実
512	自転車利用環境の向上
521	公園・緑地の充実、緑の活用
531	美しいまちの形成
532	歴史的・文化的財産の保全
611	環境啓発の推進
621	環境教育・環境学習の推進
622	学校教育活動の充実



4 基本目標・施策の柱・施策の項目の相互関連表



基本目標4：生活環境**41 水環境の保全**

411 水質の保全

412 水災害の備え

42 大気環境の保全

421 大気汚染対策の推進

43 良好な生活環境の保全

431 騒音・振動対策の推進

432 悪臭対策の推進

433 化学物質対策などの推進

基本目標5：都市環境**51 環境にやさしい交通環境の整備**

511 公共交通ネットワークの充実

512 自転車利用環境の向上

52 身近な緑の保全と創出

521 公園・緑地の充実、緑の活用

53 美しい景観の保全と創出

531 美しいまちの形成

532 歴史的・文化的財産の保全

基本目標6：環境保全活動**61 環境意識の醸成**

611 環境啓発の推進

62 環境教育・環境学習の充実

621 環境教育・環境学習の推進

622 学校教育活動の充実





第4章

施策の展開

基本目標 1 脱炭素型社会の実現に向けて積極的に取り組みます

「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、再生可能エネルギーや脱炭素型ライフスタイルの普及促進に取り組みます。また、コンパクト・エコシティやグリーントランスフォーメーション等を推進し、脱炭素型まちづくりを目指します。

基本目標 2 限りある資源を大切に作る循環型社会を形成します

循環経済（サーキュラーエコノミー）の視点をもって、ごみの減量や資源循環に取り組み、限りある資源を大切に持続可能な循環型社会を目指します。また、地域循環共生圏を意識した水資源の有効利用を活用し、持続可能な水源の保全・涵養に取り組みます。

基本目標 3 豊かな自然環境を守り育てます

海や山など、自然環境を守るとともに、身近な自然とのふれあいを充実させる取組を進めます。多様な生物が生息できる環境を目指し、豊かな自然環境の保全に努めます。

基本目標 4 安全で安心して暮らせる生活環境を守ります

水環境や大気環境の保全をはじめ、騒音や振動等の対策にも取り組み、市民が安心して、健康に生活できる環境を守ります。

基本目標 5 美しく快適な都市環境を確保します

公園・緑地の充実や美しい景観の保全に取り組み、美しいまちづくりに取り組みます。また、自動車に依存しない公共交通ネットワークの充実や自転車利用環境の充実など、快適な都市環境を確保します。

基本目標 6 環境に配慮できる人づくり・地域づくりを進めます

基本目標 6 は、分野横断的な目標であり、5つの基本目標全てに通じるものです。環境について関心を持ち、理解を深め、市民一人ひとりの環境意識の醸成を図るため、取組を推進します。また、次世代を担う子どもたちが、環境に配慮した行動ができるよう、環境教育・環境学習の充実を図ります。



基本目標 1

脱炭素型社会の実現に向けて積極的に取り組みます

施策の柱 11

地球温暖化対策の推進



現状と今後の課題

- 本市では、平成 29（2017）年 3 月に現行の「地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球環境の保全に取り組んできました。気候変動適応法の施行など、計画を取り巻く状況が変化したことから、令和 4 年 3 月に計画の一部改定を行い、市内の温室効果ガス排出量の削減目標等を見直しました。また、市役所においても率先して環境負荷を低減するため、エコシティたかまつ環境マネジメントシステムを策定し、温暖化対策に取り組んでいます。
- 近年、台風や豪雨などの異常気象による災害が国内外で増加しています。IPCC1.5℃特別報告書によると、気温上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃に抑えるためには、2050 年前後に二酸化炭素の排出を実質ゼロにする必要があると示されています。これを受け、国内外で脱炭素化への動きが加速してきたことから、本市でも、令和 2 年 12 月 3 日に、「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。
- 本市の温室効果ガス排出量は約 245 万 t- CO₂（2018 年度）ですが、2030 年度の目標である実質約 190 万トン（2013 年度比-46%）を達成するために、市民、事業者、行政が協働し、「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、再生可能エネルギーの利用や脱炭素型ライフスタイルの普及促進などに取り組む必要があります。



主な取組

(111) 再生可能エネルギー等の利用促進

太陽エネルギーの利用促進

日射量が多いという地域特性から、太陽エネルギーの利活用を進めます。太陽光発電システムや、連携する蓄電システムの設置を促進するほか、導入可能な市有施設に、太陽光発電システムを導入します。また、未利用の市有地の有効活用を兼ねて、太陽光発電設備の設置拡大を図ります。

さらに、エネルギーの効率的利用や、災害時の停電等のリスク低減のため、エネルギーの地産地消や、エネルギーマネジメントシステムの導入を進めます。

その他のエネルギーの利用促進

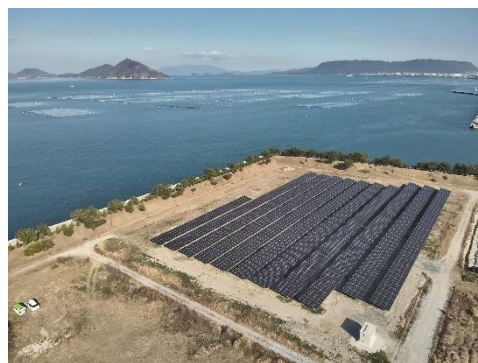
東部下水処理場において、下水汚泥の処理過程で発生する消化ガスや、南部・西部クリーンセンターにおいて、廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを利用して発電等を行っています。

今後も引き続き、再生可能エネルギーによる発電等を行います。また、今後整備予定の次期ごみ処理施設においても、エネルギーの積極的な活用と地産地消を図ります。

さらに、第6次エネルギー基本計画に基づき、水素の利活用などについて検討します。



太陽光発電設備（牟礼環境美化センター跡）



太陽光発電設備（香東川浄化センター）



(112) 脱炭素型ライフスタイルの普及促進

省エネ行動の推進

節電の周知・啓発や消費電力測定器の貸出などにより、家庭等での省エネを促進します。また、市有施設においても、「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム」の取組を進め、クールビズ・ウォームビズの通年化による電気使用量の削減や、DX^{*4}の推進によるペーパーレス化など、率先して省エネに取り組みます。

環境教育・環境学習の実施

小・中学生を対象とした各種行事等を通じて意識啓発を図るとともに、生涯学習センター、コミュニティセンター等における講座や、南部クリーンセンター（エコホタル^{*5}）におけるリサイクル体験学習、見学会を通じて地球温暖化防止の重要性を啓発します。

脱炭素型ライフスタイル推進リーダーの養成

地球温暖化の原因となる温室効果ガスは、およそ6割が、家庭で消費する物やサービスを提供するために排出されることが分かっています。脱炭素型ライフスタイルを実践する推進リーダーを養成し、市民の生活様式の転換を図ります。



令和5年度 脱炭素型ライフスタイル推進リーダー養成講座

■■■■■用語解説■■■■■

*4 DX（デジタルトランスフォーメーション）

将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変することです。

*5 エコホタル

本市のごみ処理施設である南部クリーンセンターの管理棟は、「ホタルの里」でも有名な地域を生かし、ウミホタルのような美しいイメージとエコ（環境）とを組み合わせ、愛称「エコホタル」と呼ばれています。環境学習の活動拠点として広く市民に親しまれています。



私たちにできることの取組例

市民

- ▶ 住宅用の太陽光発電システムや蓄エネルギー機器の導入に努めます。
- ▶ テレビや照明をこまめに消すなど、省エネ行動を実践します。
- ▶ 地球温暖化の影響や、脱炭素社会について理解を深めます。
- ▶ 電化製品、照明機器等は省エネ機器を積極的に購入します。

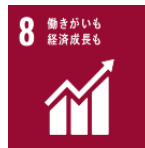
事業者

- ▶ 太陽光発電など、できるだけ再生可能エネルギーを利用します。
- ▶ 省エネルギーを考慮した設備の導入に努めます。
- ▶ 一年を通じたクールビズ・ウォームビズの実施に努めます。
- ▶ 地球温暖化や脱炭素に関心を持ち、環境負荷の少ない事業活動に努めます。
- ▶ エネルギーを合理的に利用するためにエネルギーマネジメントを実施します。

指標と目標値

指標名	現状値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)	目標値 (R13 年度)
太陽光発電システムと連携する蓄電システムへの市補助件数（累計）	879 件	1,400 件	2,067 件
市有施設における再生可能エネルギー発電設備の発電出力	4,936kW	5,764kW	5,824kW
環境学習講座参加者数（再掲）	1,760 人	1,910 人	2,030 人





現状と今後の課題

- 2050 年二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現のためには、大きな排出源となる都市部での脱炭素化を進める必要があります。
- 本市では、集約拠点への都市機能の集積や市街地の拡大抑制によるコンパクトで持続可能な人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境共生都市である「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現に向けて取り組んでいます。
- 本市では、ICT 施策に関する総合的な指針として、「スマートシティたかまつ推進プラン」を策定し、スマートシティの実現を目指す中で、データを活用した住民の行動変容を促す仕組みの創出など、持続可能な低炭素社会モデルに資する各種取組を推進しています。
- 本市の部門別の温室効果ガス排出で多くの割合を占めているのが運輸部門です。自動車等の温室効果ガスの排出削減対策には、次世代自動車の普及促進など市民及び事業者を巻き込んだ取組が必要不可欠です。
- グリーントランスフォーメーション（GX）は、地域の脱炭素化と産業競争力の向上の両立を目指して、クリーンエネルギーへの転換により経済システムの改革を図る取組です。事業者等と連携してグリーントランスフォーメーション（GX）を推進することにより、ゼロカーボンシティの実現と暮らしの質の向上を目指しています。



主な取組

(121) コンパクト・エコシティの推進

多核連携型コンパクト・エコシティの推進

集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造及び人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境配慮型交通システムを併せ持つ、持続可能な環境共生都市「多核連携型コンパクト・エコシティ」を目指します。

まちなかウォーカブル^{*6}の推進

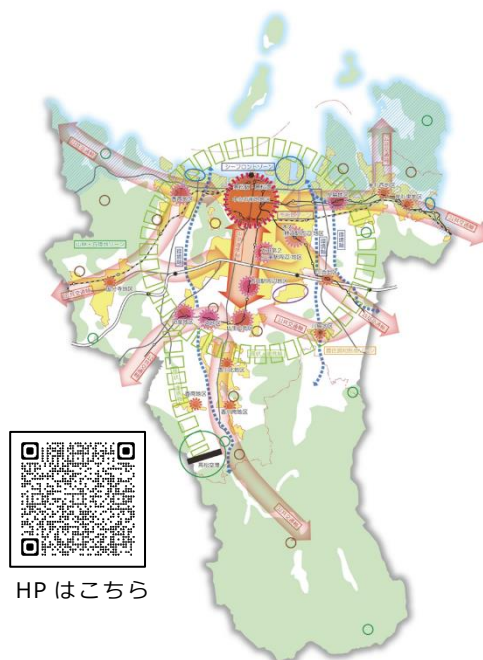
中心市街地を取り巻く環境の変化に対応し、都市の魅力を向上させ、「にぎわいと活力あるまちづくり」を実現するとともに、自家用車に過度に依存しない「居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり」を目指します。

コラム5

多核連携型コンパクト・エコシティ

本市では、将来的な人口減少、少子・超高齢社会を見据え、低密度で拡散型の都市構造から、集約型の都市構造へ転換するためのビジョンとして、平成20年に策定した高松市都市計画マスタープランを踏まえ、平成25年2月に多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画を策定し、集約拠点への都市機能の集積や市街地の拡大抑制によるコンパクトで持続可能な「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現に向け取り組んでいます。

詳細が述べられている本編につきましては、ホームページを御覧ください。



■■■■■用語解説■■■■■

*6 まちなかウォーカブル

居心地の良い、ひと中心の空間をつくり、出かけたくなる、歩きたくなるまちの样子のことです。



(122) スマートシティの推進

ゼロカーボンシティの実現に向けたエネルギー利用の最適化

電気事業者との連携の下、再生可能エネルギーの拡大、遠隔制御可能な大型蓄電池等エネルギー資源の導入、IoT^{*7}を活用したエリア単位でのエネルギーマネジメントシステム^{*8}の整備を行います。

さらに、交通や産業等の分野とのデータ連携を進め、CO₂排出量・削減量の見える化を進めるとともに、CO₂削減行動へのインセンティブの創出等によって企業や住民の行動変容を促します。

建物のゼロエネルギー化の促進

市民に対し、エネルギーの地産地消・暮らしの低炭素化の推進を目的に、スマートハウス^{*9}等の普及による住宅のZEH^{*10}化を促進するとともに、事業者にはオフィス等のZEB^{*11}化を促進します。これに当たっては、住宅のHEMS（ヘムス^{*12}）やオフィスビルなどのBEMS（ベムス^{*13}）の導入を促進し、効率よくエネルギーを消費できるよう「見える化」を図ります。

用語解説

* 7 IoT

様々なモノがインターネットに接続され、情報交換できることで相互に制御する仕組みです。

* 8 エネルギーマネジメントシステム

工場やビルなどの施設におけるエネルギー使用状況を把握した上で、最適なエネルギー利用を実現するための仕組みのことです。

* 9 スマートハウス

ITを使って電化製品を制御し、エネルギー消費を最適化する住宅のことです。

* 10 ZEH

net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味です。家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーのバランスをとり、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家のことです。

* 11 ZEB

net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称です。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

* 12 HEMS

ホームエネルギーマネジメントシステムの略で、家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムです。家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりします。

* 13 BEMS

ビルエネルギーマネジメントシステムの略で、ITを利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うものです。



(123) グリーントランスフォーメーション（GX）の推進

地域脱炭素の推進

地元企業や金融機関との連携を強化し、国等の支援も受けながら、市内の特定の地域でモデル的に脱炭素化を図る取組を実施するなど、脱炭素を軸に新たな需要やサービスを創出することで、地域経済の好循環を創出し、地域の活性化を図ります。

環境性能に優れた自動車の普及促進

二酸化炭素の排出を抑える次世代自動車などの公用車への導入を推進するとともに、市民や事業者への普及促進に向け、自動車メーカーなどの関係事業者と連携します。また、電気自動車の充電スタンドを設置し、利用促進を図るほか、エコドライブ、アイドリングストップの普及啓発にも努めます。



公用車（電気自動車）



急速充電器（道の駅 しおのえ）



私たちにできることの取組例

市 民

- ▶ 家庭でのエネルギー使用量の把握に努め、省エネ型の生活を実践します。
- ▶ 自宅の新築や増改築時に、高断熱化や省エネ設備を導入することを検討します。
- ▶ 住宅を新築・改築する際は ZEH の取組に努めます。
- ▶ 自動車には過度に依存せず、公共交通機関や自転車を利用します。
- ▶ 自動車購入時には、次世代自動車など環境負荷の少ない車を選びます。

事 業 者

- ▶ ノー残業デー、ノーマイカーデーや ICT を活用したペーパーレス化等、多様な働き方を推進します。
- ▶ 次世代自動車の導入や、充電スポットの整備に努めます。
- ▶ 脱炭素社会に向けて、市民や行政、他事業者との連携を推進します。
- ▶ 脱炭素やグリーントランスフォーメーション（GX）等に関する研修に積極的に参加し、理解を深めるよう努めます。
- ▶ 事業所を新築・改築する際は ZEB の取組に努めます。

指標と目標値

指標名	現状値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)	目標値 (R13 年度)
ZEH 化（新築）導入件数（累計） ^注	479 件 (R2)	870 件 (R7)	1,110 件 (R11)
次世代自動車の普及数	46,293 台	57,146 台	67,845 台

注 国補助金の利用状況の数値を用いるため、2 年前の数値の算出となるものです。



基本目標2

限りある資源を大切に作る循環型社会を形成します

施策の柱 21

廃棄物の減量と資源循環の推進



現状と今後の課題

- 平成30年3月に「高松市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、本市の一般廃棄物の処理に関する基本的な方針を明確にしています。ごみの発生自体を抑制する2R（リデュース、リユース）及び資源の適正な循環的利用を図るためのリサイクルを促進し、環境負荷を減らすことで持続可能な循環型社会を築きあげ、次世代へと引き継げるよう、取組を推進しています。
- 家庭系ごみについては、平成12年度から現在の収集体制へ移行、平成16年度から「燃やせるごみ」「破碎ごみ」について有料化を実施し、家庭系ごみの削減と再資源化を図ってきました。さらに、生ごみの減量などによる家庭ごみの発生抑制、小型家電等のリサイクルによる再生利用の拡大にも努めています。
- 事業系ごみについては、地球にやさしいオフィスや地球にやさしい店の登録をはじめ、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を求めるなど、ごみの減量と再資源化を促進しています。
- 今後は、循環経済（サーキュラーエコノミー^{*14}）への移行を目指す観点からも、循環型社会を形成する上で、重要な課題の1つとなっている食品ロスを始めとした食品廃棄物の削減に力を入れていくとともに、海洋汚染などを引き起こすプラスチックごみの削減にも取り組みます。

用語解説

* 14 循環経済（サーキュラーエコノミー）

資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のことで、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。



主な取組

(211) ごみの発生抑制の推進

食品廃棄物の削減の推進

食品ロスの削減を始めとする食品廃棄物の減量・再資源化を推進するため、食品ロスの実態把握に努めるとともに、日常生活の中で実践できる「スマート・フードライフ」に関する市民意識の向上を図ります。

家庭系ごみ有料化事業の継続

より一層のごみ減量と再資源化、ごみ処理費用に対する負担の公平化、ごみに責任を持つ社会の実現の3つを目的に、家庭系ごみのうち「燃やせるごみ」と「破碎ごみ」について、有料の指定収集袋による回収を継続します。

事業系一般廃棄物の減量対策の推進

事業所からのごみの発生抑制を推進するため、一定規模以上の事業所に対して「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を求め、啓発、指導を行うとともに、提出事業者の拡大を検討します。



フードドライブで提供を受けた食品



高松市役所前給水スポット



(212) ごみの減量と資源化の推進

小型家電等リサイクル推進事業の実施
使用済小型家電等に含まれる有用金属を回収する「小型家電等リサイクル推進事業」について、積極的に推進します。
再生家具の譲渡
ごみとして引き取られた家具等を補修し、市民の方に無償譲渡する取組を継続します。合わせて、民間の地域情報サイトを利用し、再生家具の譲渡について、広く周知に努めます。
溶融スラグの再利用の促進
焼却施設で発生する溶融スラグについて、花崗土と混合して埋立処分地の覆土としての利用を継続します。
地球にやさしいオフィス・店登録制度の推進
ごみの減量と再資源化に積極的に取り組む市内の事業所や店舗を、「地球にやさしいオフィス」「地球にやさしい店」として登録し、ごみの減量と再資源化の更なる普及に努めます。
ごみ分別の促進
転入者等に本市のごみ出しルール of 周知啓発を行い、市民の高い分別意識の維持向上を図るため、ごみ分別ガイドブックの作成・配布、広報紙やホームページへのごみ収集カレンダーの掲載、「高松市ごみ分別アプリ」の配信などを行います。
グリーン購入の推進
市の物品等の調達に当たっては、リサイクル製品や詰め替え用製品など環境への負荷の少ない環境配慮型製品を購入するグリーン購入に努めます。
プラスチック資源循環の推進
給水スポットの設置によるマイボトル利用促進など、使い捨てプラスチックを使用しすぎないライフスタイルへの転換を促すほか、本市指定収集袋へのバイオマスプラスチックの導入について、調査・検討を行います。 また、プラスチック資源循環促進法に基づき、いわゆる製品プラスチックの再商品化に向けた収集・処理体制を構築します。



私たちにできることの取組例

市民

- ▶ 期限切れや食べ残しなどで、食品をごみにしないように気をつけます。
- ▶ 使い捨てプラスチック製品の使用を控えます。
- ▶ 自分が出すごみに対して責任を持ち、きちんと分別して出します。
- ▶ 買い物時にはマイバッグなどを持参します。
- ▶ エコマークやグリーンマークなど環境ラベルのついた、環境にやさしい商品を選びます。

事業者

- ▶ 出荷する製品や販売する商品の包装を簡略化するよう努めます。
- ▶ 紙の使用量を削減したり、使用済みの用紙や封筒を再利用したりするなど、ごみの減量に取り組みます。
- ▶ 食べきりメニューの設定や消費期限を勘案した無駄のない材料の選定など、食品ロスの削減に取り組みます。
- ▶ 再生紙などのリサイクル製品や、エコマーク製品などを使用するよう努めます。
- ▶ 使い捨てプラスチック製品の使用削減に努めます。

指標と目標値

指標名	現状値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)	目標値 (R13 年度)
食品ロスを出していないと思うと回答した人の割合（アンケート結果）	43.2%	60%	80%
1 人 1 日当たりのごみ排出量	882g	845g	818g
プラスチック容器包装ごみ排出量 (家庭ごみ)	5,820 t	4,895 t	4,155 t





現状と今後の課題

- 廃棄物は大きく分けると一般廃棄物と産業廃棄物^{* 15}に分類され、市町村には一般廃棄物の処理に関して、廃棄物処理法により統括的な責任が規定されており、廃棄物を適正に処理することが必要です。
- 西部クリーンセンターが令和 1 4 年度に稼働を終了し、南部クリーンセンターも同時期に、施設の更新時期が迫っています。安定したごみ処理を継続するため、「高松市次期ごみ処理施設整備基本構想」及び「高松市次期ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、次期ごみ処理施設の整備に取り組んでいます。
- ごみ処理施設の適切な維持管理、収集運搬システムの効率化にも取り組んでいます。今後は、安定処理の確保のため、ごみ処理施設の適切な整備・充実を図ります。
- 廃棄物の不法投棄は、生活環境に支障を及ぼすだけでなく、自然や都市景観を損ねることとなります。市民団体や地域、関係機関等と連携することにより、ポイ捨てや不法投棄のないまちづくりを推進し、引き続き、不法投棄の防止に取り組むことが必要です。
- 大規模災害時に発生が予想される災害廃棄物を、迅速かつ適正に処理できるよう、高松市災害廃棄物処理計画等により備えます。

用語解説

* 15 産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物で、燃え殻や汚泥など 20 種類を指しますが、生ごみなどは、排出する業種によって一般廃棄物に分類される場合があります。



主な取組

(221) 廃棄物処理の推進

ごみ処理施設の整備・充実
焼却施設や破砕施設の適切な維持管理を行うとともに、南部クリーンセンターと西部クリーンセンターの機能を集約した次期ごみ処理施設の整備を進めます。また、周辺市町及び一部事務組合との協力体制を推進します。
災害廃棄物処理体制の整備
災害廃棄物処理計画に基づく処理体制の整備を行います。また、計画の継続的な見直しや大規模災害を想定した訓練への参加などにより、処理体制の充実・強化に努めます。
一般廃棄物適正処理の推進
適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行うとともに、ごみの発生抑制や再資源化の推進等によって最終処分量を削減します。
産業廃棄物適正処理の推進
排出事業者、収集運搬・処分業者に対し、講習会の実施やホームページによる情報提供等を通じて、適正な処理や発生抑制について啓発を行います。また、定期的な監視パトロールを実施するとともに、周辺住民等からの通報などを受けて、立入検査による改善指導を行い、不適正な処理の防止に努めます。
適正なし尿等処理の推進
本市では MICS 事業を導入し、平成 29 年度からは、衛生センターでし尿等から砂やし渣等を取り除く前処理後、海底送水管で東部下水処理場へ移送し、東部下水処理場において、下水とし尿等の共同処理を行っており、今後とも、引き続き、適正かつ安定的にし尿等処理を行います。
不法投棄の防止
市内全域における不法投棄防止パトロールを実施し、特に不法投棄が多い地域には、監視カメラや啓発看板を設置して、不法投棄防止対策に引き続き努めます。また、衛生組合、自治会等の地域団体、小・中学校や企業などが自主的に行っているボランティア清掃活動の支援を継続します。



私たちにできることの取組例

市民

- ▶ごみ処理の状況やリサイクルの促進について理解するため、処理施設の見学等に参加します。
- ▶市のごみ出しルールに従い、ごみを適正に分別します。
- ▶リチウムイオン電池などの有害物質を含むごみは、適正に処理します。
- ▶地域の美化活動など、環境活動に積極的に参加します。
- ▶不法投棄を発見した場合は、速やかに通報します。

事業者

- ▶事業系一般廃棄物、産業廃棄物について、減量や再資源化に努めるとともに、適正な処理を行います。
- ▶地域の美化活動など、環境活動に積極的に参加、協力します。
- ▶ポイ捨てや不法投棄をしないよう、職場での教育を徹底します。
- ▶事業系一般廃棄物、産業廃棄物を排出する際には帳簿の作成やマニフェスト（産業廃棄物管理票）を発行し、適正に管理します。
- ▶使い捨てプラスチックを提供する際は、国の定める判断基準（提供方法や製品素材の工夫など）に従い、排出抑制に取り組みます。

指標と目標値

指標名	現状値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)	目標値 (R13 年度)
一般廃棄物の年間埋立処分量	13,346t	12,808t	12,377t
産業廃棄物の不適正保管量	11,536 t	11,150 t	10,800 t
ボランティア清掃の参加者数	143,299 人	145,000 人	145,000 人





現状と今後の課題

- 本市では、平成 6 年の異常渇水以降、節水意識の定着に向けて、市民への啓発を行っていますが、世帯数の増加や社会情勢などにより、家庭の水使用量は一時期、増加しているものの、近年は横ばいで推移しています。また、短時間豪雨の発生回数の増加など、気候変動の影響による降水パターンの変化がみられますが、本市の降雨量は減少傾向にあります。そのため、引き続き、香川県広域水道企業団や関係機関、水源域の自治体等との連携・協力を強化し、市民の節水意識の向上と持続可能な水資源の保全に取り組む必要があります。
- 水は、生活用水を始め、農業用水や工業用水として私たちの暮らしを支える貴重な資源です。豊かな水環境を形成し、持続可能な形で将来の世代へ引き継いでいくためにも、節水意識の啓発に取り組む必要があります。
- 本市では、平成 22 年に「高松市持続可能な水環境の形成に関する条例」を制定するとともに、この条例に基づいて平成 23 年 3 月に「高松市水環境基本計画」を策定しました。
- 今後も、雨水の貯留や地下への浸透による有効利用や下水再生水の利用を促進するとともに、水源涵養の視点から、森林整備事業や分収造林事業^{* 16}による森林の整備も推進していきます。

用語解説

* 16 分収造林事業

森林所有者、造林を行う者、費用負担者の 3 者又は 2 者で契約を結んで造林事業を行い、成長した木を販売して、その収益を契約した割合で分収する制度です。



主な取組

(231) 節水意識の啓発

水に関する啓発イベントの開催
広報紙等による周知啓発や水源域との交流に関するイベントを開催し、市民の節水意識の普及・高揚を図ります。
大規模建築物の節水・循環型水利用計画による指導等の実施
大規模建築物を建築する事業者に対し、「節水・循環型水利用計画書」の提出を求めることにより、節水型機器・設備の使用等について指導、依頼を行います。
水環境学習の推進
子どもたちの水環境への関心を高め、節水等の実践行動につなげるため、体験型学習を実施するとともに、小学校では水環境に関する副読本を活用するなど、水環境学習の充実に努めます。



高松市節水キャラクター「タメット」



(232) 水の循環利用の推進

雨水貯留施設設置に関する助成による雨水利用の促進
個人や事業所等に対して、雨水貯留施設の設置等の助成を行うことで、水の循環利用の促進や節水の推進を図ります。
再生水利用下水道事業の推進
サンポート高松や中心市街地北側エリアなど再生水利用下水道事業計画区域内において、常に利用できる水資源としての下水再生水について、「高松市節水・循環型水利用の推進に関する要綱」に基づき積極的に周知、啓発を行い、利用促進を図ります。
雨水浸透施設設置に関する助成による雨水利用の促進
個人や事業所に対して、雨水浸透施設設置に関する助成を行うことで、地下水の涵養や浸水被害の軽減を図ります。
公共工事における雨水浸透施設（枡）の設置
公共施設整備の際には、敷地内に雨水を浸透させる装置（枡）を設置するよう努めます。
透水性舗装の整備の推進
雨水を地中に浸透させることにより、雨水の流出抑制や地下水の涵養、街路樹の育成などを図るため、計画的な事業の推進に努めます。
森林整備事業の推進
森林の多面的機能の一つである水源涵養機能を確保するため、植栽、下刈、間伐、枝打などに対して助成を行い、健全な森林づくりの支援を行います。
分収造林事業による森林整備の推進
森林の多面的機能の一つである水源涵養機能を確保するため、分収造林事業を実施し、森林の整備を推進します。



広域連携 SDGs モデル事業

～流域連携を通じた持続可能な水源の保全・涵養を実現する中間支援組織「グリーンアクセラレーター」構築事業～

本市（利水域）と嶺北地域（水源域）双方が連携し、「水」などの自然によって形成される資本の価値化と活用の仕組みづくりを進め、さらにお互いの人的ネットワークや信頼関係、建物や設備などのインフラを最大限に活用し、持続可能かつ循環共生型のまちづくりに取り組みます。

コラム6

地域循環共生圏

地域循環共生圏とは、国の第5次環境基本計画にて掲げられた、日本が目指す持続可能な社会の姿です。

地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支えあうネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。



私たちにできることの取組例

市 民

- ▶ 日頃から水の大切さを意識し、節水に努めます。
- ▶ 蛇口をこまめに閉めるなど、水を無駄にしないようにします。
- ▶ 節水型のトイレや洗濯機など、節水の効果の高い機器を購入するよう努めます。
- ▶ 風呂の残り湯を洗濯や掃除に使用するなど、水の再使用に努めます。
- ▶ 小規模雨水貯留施設など、雨水貯留施設を積極的に設置し、雨水を有効利用します。

事 業 者

- ▶ 日頃から水の大切さを意識し、節水に努めます。
- ▶ 節水型機器・設備の導入に努めます。
- ▶ 小規模雨水貯留施設など、雨水貯留施設を積極的に設置し、雨水を有効利用します。
- ▶ 雨水浸透施設を積極的に設置し、事業所敷地内の雨水浸透に努めます。

指標と目標値

指標名	現状値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)	目標値 (R13 年度)
1 人 1 日当たりの水道平均使用水量	301 L	300L	今後設定
下水再生水利用施設数	62 施設	65 施設	65 施設
透水性舗装の整備面積（累積） ^注	60,448 m ²	61,308 m ²	62,168 m ²

注 用途地域内を始めとする歩道部において、透水性舗装を整備した面積の累計を示します。



基本目標 3

豊かな自然環境を守り育てます

施策の柱 31

自然環境の保全



現状と今後の課題

- 本市は、讃岐山脈など豊かな自然を育ており、山頂部は県立自然公園にも指定されています。平野や丘陵地の一部では里山が形成されており、生物の生息地となっています。また、海や河川も多様な生物の生息空間であるとともに、私たちに恵みやうるおいを与えてくれるものです。
- 森林や農地は、林業生産の場や食料を供給する役割だけでなく、国土の保全、水源涵養、生物多様性の保全等の多面的機能を有しています。また近年は、温室効果ガス吸収源としても注目されています。さらに、土砂の流出の防止等、防災の側面も担っており、人々の生活を守っていくために不可欠です。
- これらの貴重な自然環境は、人間の開発による影響のみならず、少子高齢化・人口減少による里地里山の管理の担い手不足により、深刻な影響が生じている状況です。
- 自然環境を保全し、森林や農地が有する多面的機能の確保を図るため適切な整備・管理を行うとともに、里山やため池、里海^{*17}の保全など、身近な自然環境を守る地域住民の活動の支援を積極的に行うとともに、保全地域の拡大や民間事業者との連携に取り組んでいきます。

用語解説

* 17 里海

里海は、古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域です。高い生物生産性と生物多様性が求められるとともに、人と自然の領域の中間点にあるエリアでもあり、陸地という里山と同じく人と自然が共生する場所でもあります。



主な取組

(311) 豊かな自然環境の保全

森林整備事業の推進（再掲）
健全な森林づくりを支援するため、植栽、下刈、間伐、枝打などに対して助成を行います。
分収造林事業による森林整備の推進（再掲）
森林資源の造成、水源涵養、国土の保全、模範林造成による造林技術の向上などを図るため、分収造林事業を実施し、森林の整備を推進します。
森林・里山の保全の推進
市内の森林・里山の保全のため、森林ボランティアや県のフォレストマッチング協働の森づくり ^{*18} を活用した森林・里山整備を推進します。 また、里山の整備・保全のため、市民活動団体等を支援します。
遊休農地の解消と発生防止
労働力不足などにより増加している遊休農地等において、県が推奨するキウイフルーツやオリーブ等の栽培を促進することにより、その再生利用を図るなど、農業委員会や関係団体と連携して、遊休農地の解消と発生防止に努めます。
多自然川づくり実現に向けた取組の推進
本市の管理河川において、自然石等を用いた護岸、透水性のある水路底等、周辺環境や景観との調和を図りながら自然環境に配慮した整備に努めます。
「ため池守り隊」市民活動支援事業の推進
用途地域内で住宅地に隣接するため池について、ため池の管理者だけでなく、地域住民も参加した自主的かつ継続的な美化保全活動を支援し、ため池の自然環境を守ります。

用語解説

* 18 フォレストマッチング協働の森づくり

香川県が行っている事業で、市町と連携して、手入れが必要な森林の情報を集め、森に関心のある企業や団体などに提供することで、企業などと協働で森づくり活動を行うものです。本市もこの事業に参加しています。



農地の持つ多面的機能の確保

中山間地域等の農業生産条件が不利な地域で、集落協定を結んで農地の保全活動を行う事業に対して支援する「中山間地域等直接支払制度」を活用するなど、農地が持つ水源涵養、国土の保全、災害防止機能、生物多様性の保全等の多面的機能の確保を図ります。

環境にやさしい農業（環境保全型農業^{*19}）の推進

化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減について周知・啓発を行うとともに、家畜排せつ物の適正な管理と汚水流出の防止対策の普及、指導を行います。

（312）健全な生態系回復の促進

特定外来生物の対策

近年、問題となっている特定外来生物について、関係機関等と連携し、その情報収集と周知に努めます。

鳥獣被害防止対策の実施

イノシシ、アライグマ等による農作物等への被害を防止する対策を推進します。

海ごみ対策事業の推進

瀬戸内海を「豊かな海」「美しい海」として保全するため、行政・市民・関係者が連携して、海ごみ対策を推進します。

また、海ごみの多くがペットボトルやレジ袋などの生活ごみであることを踏まえ、市民に対し、海ごみ対策の重要性等の周知・啓発を行います。



セアカゴケグモ



アライグマ

用語解説

* 19 環境にやさしい農業（環境保全型農業）

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことです。



私たちにできることの取組例

市民

- ▶本市の希少な動植物の現状を学ぶとともに、これを持ち帰ったり、また、生育・生息環境を乱す行為を行いません。
- ▶ハイキングや海水浴などの野外活動では、ごみを持ち帰るなど、貴重な自然を守ります。
- ▶ボランティアなどを通じて、自然環境の保全活動に積極的に参加するよう努めます。
- ▶環境ラベルが付いた製品を選んで購入するなど、生物多様性に配慮します。
- ▶特定外来生物は飼育したり、栽培したりしません。野外に放つこともしません。

事業者

- ▶環境に影響を及ぼすおそれのある事業については、実施前に環境影響評価（環境アセスメント）を行うなど、自然環境の保全について適切な措置を講じていきます。
- ▶施設の新たな整備や改修等を行う際には、周辺の自然の保護について十分に考慮します。
- ▶間伐、枝打など、適切な森林の整備と管理を行います。
- ▶事業敷地内における環境保全区域の設定を検討します。
- ▶生物多様性に配慮した原材料の調達などを行います。

指標と目標値

指標名	現状値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)	目標値 (R13 年度)
「ため池守り隊」市民活動取組箇所数	14 か所	15 か所	17 か所
環境にやさしい農業の取組面積	6.8 ha	9.0 ha	10.5 ha





現状と今後の課題

- 身近な自然と親しむことは、自然環境に関心を持ち、理解を深め、その保全のために行動する第一歩です。都市化の進展に伴い、自然とのふれあいの場の更なる充実が必要なことです。
- 一方で、都市域の進展・拡大、里地・里山の荒廃等により、簡便かつ安全・安心に自然と触れ合える場所も減少してきており、これを充実させることも容易ではありません。
- 本市ではこれまで、遊休農地や遊休化するおそれのある農地を利用した市民農園の整備等を行ってきました。今後も、グリーン・ツーリズムの推進等を通じ自然とふれあうことのできる機会の充実を図ります。



森林学習バスツアー



干潟観察会



主な取組

(321) 自然とふれあう場づくり

農業体験活動等の推進
市民農園の利用や農業体験活動等を促進するとともに、香南アグリームでの農産物の収穫体験や調理体験等の活動を実施します。
ふれあいの森整備事業の推進
都市化の進展に伴う自然とのふれあいに関する市民ニーズの高まりを受け、勅使町の市有山林に散策道や休憩所等を整備して、「自然ふれあいの森」として市民が森林の中で安らげる場を提供します。
自然観察体験等の実施
自然について楽しく学べる自然観察体験や、環境問題をより身近な自分ごととして考えられるようなフィールドワークなどの体験ができる講座を開催します。
グリーン・ツーリズム ^{*20} の推進
高松市グリーン・ツーリズム推進協議会の活動に対する支援を行うほか、かがわグリーン・ツーリズム推進協議会との連携を図り、グリーン・ツーリズムを推進します。

用語解説

* 20 グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動で、都市住民に「ゆとり」や「やすらぎ」のある生活をもたらすと同時に、農山漁村地域の活性化を進めるものです。



私たちにできることの取組例

市民

- ▶日頃から自然環境に関心を持ち、自然とのふれあいを大切にします。
- ▶農業体験やグリーン・ツーリズムに参加します。
- ▶市民参加できる自然調査や自然観察会などに積極的に参加します。
- ▶身近な里山・里海を大切にするとともに、学習の場として活用し、それらを守る行動をとります。
- ▶地場産農産物を積極的に購入し、地産地消に努めます。

事業者

- ▶自然とふれあうことのできる農業体験の場などを提供するように努めます。
- ▶市の自然観光資源を活かした体験型プログラムの開発や、エコツーリズムやグリーンツーリズムを推進します。
- ▶花と緑による色彩豊かな街並みを創るため、市民や行政などと連携して緑化を推進します。
- ▶マンション等の集合住宅の建設に関わる際には、緑地スペースの確保に努めます。
- ▶事業所敷地内のオープンスペースを開放するなど、地域の人と一緒に自然に触れあえる場づくりを行い、地域社会に貢献します。

指標と目標値

指標名	現状値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)	目標値 (R13 年度)
グリーン・ツーリズム年間入込客数	16.1 万人	17.0 万人	17.5 万人
環境学習講座参加者数（再掲）	1,760 人	1,910 人	2,030 人



基本目標 4

安全で安心して暮らせる生活環境を守ります

施策の柱 41

水環境の保全



現状と今後の課題

- 私たちを取り巻く河川や海域は、私たちの生活や産業に欠かせない大切な水環境です。環境基本法では、維持されることが望ましい基準として環境基準を設定し、水質の保全に努めています。
- 本市では、水質汚濁の現状を把握するため、県が水質汚濁防止法に基づき作成した「水質測定計画」に従って測定を実施しています。
- 今後も継続的に水質調査を行って状況の把握に努めるとともに、生活排水対策や工場・事業場からの排水対策など、水質浄化への取組を推進していきます。
- 震災や浸水被害に備え、安全で安心な水環境を確保する観点から、引き続き、ライフラインとしての下水道の整備など、防災対策を推進します。



主な取組

(411) 水質の保全

水質測定計画に基づく計画的な監視
公共用水域及び地下水の水質の状況を常時監視するため、香川県が定める水質測定計画に基づき、水質調査を実施し、河川や海域における環境基準の達成状況、富栄養化の実態、地下水の汚染の状況等を把握します。
水生生物調査の実施
河川に生息している水生生物（指標生物）を採取し、その種類を調査する水生生物調査を定期的の実施し、身近な河川の水質状況を把握します。
生活排水対策の推進
下水道事業計画区域内の未整備区域において、効率的な公共下水道の整備を行うとともに、計画区域外においては、単独から合併処理浄化槽への転換を促進します。 また、広報紙やホームページ等を利用して、合併処理浄化槽への転換促進に向けての補助制度等の周知、下水道の接続に関する啓発等を行います。
工場・事業場等排水対策の推進
排水規制の適用を受ける工場・事業場への立入採水検査を行い、排水基準の適合状況を確認するとともに、適合していない場合は、改善指導を行います。さらに、規制対象外の工場・事業場に対しても、状況に応じて、改善が図られるよう依頼、助言等を行います。
下水道施設の適正管理の推進
河川や海域の水質を保全するため、下水処理場等の適正な運転や維持管理に努めるとともに、下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の計画的な改築更新に取り組みます。
生活排水路整備事業の推進
生活衛生環境の悪化につながるような通水不良となっている水路や、再改良を必要とする水路の整備を行います。



環境にやさしい農業（環境保全型農業）の推進（再掲）

化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減について周知・啓発を行うとともに、家畜排せつ物の適正な管理と汚水流出の防止対策の普及、指導を行います。

（412）水災害への備え

下水道施設の耐震化の推進

南海トラフ地震等の発生時においても、処理場、ポンプ場及び管路施設など下水道施設の機能を保持するとともに、管路の被災に伴う鉄道・緊急輸送路等への影響を防ぎ、交通機能を確保する観点から、「高松市下水道総合地震対策計画」に基づき、重要度、緊急度等を考慮しつつ、下水道施設の耐震化を図ります。

雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備

下水道事業計画区域内における浸水被害を軽減・解消するため、「中心市街地浸水対策計画」等に基づき、引き続き、雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備を進めます。

地震・津波海岸堤防等対策事業の推進

南海トラフ地震等の大規模地震を想定し、総合的かつ計画的に浸水被害の解消を図るため、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」等に基づき、堤防等の整備に努めます。

ため池の適切な防災対策

防災上、危険なため池については、「ため池防災対策事業」を適用し、ため池機能の見直しを行うなど、安全対策を図ります。



私たちにできることの取組例

市民

- ▶ 公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置等に努めます。
- ▶ 廃食油は使い切る、又は拭き取ってごみで出すようにし、そのまま流さないようにします。
- ▶ 流しには水切りネットを使い、汚れのひどい食器は拭いてから洗うようにします。
- ▶ 地域における河川や水路の清掃活動に積極的に参加します。
- ▶ 浸水被害に備え、防災マップなどにより浸水想定区域を把握し、安全な避難場所や避難経路等について、地域や家族で話し合い確認します。

事業者

- ▶ 法令等の規制対象の工場・事業場では、定められた排水基準を遵守し、定期的な排水検査を実施します。
- ▶ 規制対象外の工場・事業場でも、作業工程の見直しや処理施設の整備等により、排水水質の改善を行います。
- ▶ 浄化槽を設置している場合は、法定検査等の実施により適正管理に努めます。
- ▶ 有害物質は、適切に取り扱います。
- ▶ 農家や畜産業者では、家畜排せつ物による汚染を防止するため、適正な管理及び処理を行います。
- ▶ 農薬、肥料等は適正に使用します。



指標と目標値

指標名	現状値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)	目標値 (R13 年度)
河川 BOD ^{*21} 値の環境基準の達成率	58.3%	66.7%	66.7%
海域 COD ^{*22} 値の環境基準の達成率 ^{注1}	100%	100%	100%
汚水処理人口普及率 ^{注2} (合併処理浄化槽での処理人口を含む。)	89.3%	91.0%	92.2%
合併処理浄化槽補助件数(累積)	24,516 件	25,971 件	27,171 件
下水道管路耐震化率	39.7%	41.7%	43.3%
雨水対策整備率	48.8%	49.0%	49.7%

注1 本市の測定地点は環境基準の判定地点ではありませんが、年平均値が基準値を達成しているかどうかで評価します。

注2 行政人口に対する、下水道処理整備区域内人口及び下水道事業計画整備区域外における合併処理浄化槽とコミュニティプラントと農業集落排水の利用人口の割合を示します。



河川での水質調査



福岡ポンプ場 立軸ポンプ

用語解説

* 21 BOD (生物化学的酸素要求量)

水質の汚れを示す代表的な指標であり、水中に含まれる有機物の量を、微生物が分解する際に使用した酸素量で、間接的に表したものです。

* 22 COD (化学的酸素要求量)

水質の汚れを示す代表的な指標であり、具体的には、対象水による酸化剤(過マンガン酸カリウム)の消費量から、水中の被酸化性物質を測定しますが、実態としては有機物量に当たります。





現状と今後の課題

- 私たちの身の回りにある空気（大気環境）は、もっとも身近かつ密接に生活に影響する媒体です。目には見えないので意識にすることは少ないですが、生きていく上でとても重要なものです。
- 本市は、四国の支店経済都市として発展したことから、中小の工場・事業場から排出されるばい煙及び粉じんと自動車排出ガスが大気汚染の主要な発生源となっています。
- 本市では、市内7地点に大気環境常時監視測定局を設置して、大気の状態を環境基準の定めがある6項目について常時監視しており、大気汚染により健康被害が懸念される場合には、市民、社会福祉施設及び学校等への事前周知に努めています。
- 引き続き、大気の状態について継続的に監視する体制を充実させるとともに、光化学オキシダント^{* 23}の主要な発生原因である窒素酸化物や炭化水素等を排出する工場・事業場における対策や、自動車排ガスへの対策を推進していきます。

用語解説

* 23 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線をうけ光化学反応を起こして作り出される物質の総称です。



主な取組

(421) 大気汚染対策の推進

大気環境常時監視システムによる監視
大気環境の常時監視を行い、環境基準の達成状況、経年変化等を把握します。 また、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM _{2.5} ^{*24} ）の濃度上昇時には、市民の健康に影響が出ないように、予報・警報の発令や注意喚起を行います。
有害大気汚染物質の調査
有害大気汚染物質のうち、健康リスクが高いと考えられる 21 物質について、環境基準の達成状況、経年変化等を把握します。
工場・事業場における規制の推進
大気汚染物質の削減に向け、規制対象事業場への立入検査を行い、規制基準の適合状況を確認するとともに、適合していない場合は、改善指導を行います。さらに、規制対象外の事業場に対しても、状況に応じて、改善が図られるよう依頼、助言等を行います。
自動車交通公害対策の推進
自動車交通に伴う大気汚染防止のため、公共交通機関の利用を促進するとともに、パークアンドライド ^{*25} などの取組や、自転車利用の促進を行います。また、低公害車の公用車への導入を推進します。 さらに、県と連携し、アイドリングストップの取組について普及啓発を行います。また、エコドライブの普及啓発にも努めます。
石綿（アスベスト）の飛散防止等の推進
石綿を排出する作業については、随時立入検査を行い、作業方法の監視・指導を行います。また、石綿吹き付け材が使用されている建造物の状況を把握したものについては、所有者に対して、飛散防止措置を講ずるよう周知します。さらに、市民の健康に影響が出ないように、大気環境中のアスベスト濃度を測定し、汚染の状況を定期的に監視します。

用語解説

* 24 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、直径がおおむね 2.5 マイクロメートル（μm）以下のものを指し、非常に小さいため、肺の奥深くに入りやすく、呼吸器系及び循環器系への影響が心配され、環境基準が設定されています。

* 25 パークアンドライド

自宅から自家用車で最寄りの駅まで行き、車を駐車させた後、電車やバスの公共交通機関を利用して中心市街地の目的地に向かうシステムで、道路の混雑が緩和されるとともに、二酸化炭素の排出を少なくするなどの効果が期待できます。



私たちにできることの取組例

市民

- ▶自動車には過度に依存せず、できるだけ公共交通機関を利用します。
- ▶近距離は、自転車や徒歩で移動します。
- ▶自動車購入時には、次世代自動車など低公害車を選びます。
- ▶自動車を運転するときは、アイドリングストップや適正な速度での走行、急発進をしないなどのエコドライブを実行します。
- ▶光化学オキシダント（光化学スモッグ）注意報などの発令時には、屋外での活動は控えるようにします。

事業者

- ▶定められた排出規制を遵守し、大気環境の改善に努めます。
- ▶フロンを使用している可能性のある業務用空調機器、冷蔵庫などを廃棄する際には、適正に処理します。
- ▶基準を満たさない小型簡易焼却炉は使用しません。また、野焼き等の不法焼却は行いません。
- ▶自動車の運転について、アイドリングストップや適正な速度での走行、急発進をしないなどのエコドライブを指導します。
- ▶石綿を使用した建築物の解体等を行う場合は、専門業者に依頼し、石綿が大気中に飛散しないよう適切な措置を講じます。



指標と目標値

指標名	現状値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)	目標値 (R13 年度)
大気に係る環境基準の達成率			
二酸化いおう ^{* 26}	100%	100%	100%
二酸化窒素 ^{* 27}	100%	100%	100%
一酸化炭素 ^{* 28}	100%	100%	100%
浮遊粒子状物質 ^{* 29}	100%	100%	100%
ベンゼン	100%	100%	100%
トリクロロエチレン ^{* 30}	100%	100%	100%
テトラクロロエチレン ^{* 31}	100%	100%	100%
ジクロロメタン ^{* 32}	100%	100%	100%
光化学オキシダントの環境基準の達成率	0%	100%	100%
微小粒子状物質 (PM2.5) の環境基準の達成率	100%	100%	100%

用語解説

* 26 二酸化いおう

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化いおうとなり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となります。人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質でもあります。

* 27 二酸化窒素

物質が高温で燃えるときに発生する一酸化窒素が、大気中で酸化されて生成される気体です。高濃度で、呼吸器に好ましくない影響を与えます。

* 28 一酸化炭素

炭素が燃焼する際、酸素が不十分な環境で不完全燃焼を起こすと発生する気体です。炭素を含む物質が燃焼すると二酸化炭素(CO₂)が発生しますが、酸素が不足している状態で不完全燃焼を起こすと一酸化炭素が発生します。

* 29 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中を浮遊する粒子状物質のうち、粒子の直径がおおむね 10 マイクロメートル (μm) 以下のものを指します。一般に、粒径が 10μm (0.01mm) 以下より大きな粒子は、肺には達しませんが、10μm 以下の粒子は、粒径が小さいために気道や肺に沈着しやすく、呼吸器疾患の原因となるため、環境基準が設定されています。

* 30 トリクロロエチレン

C₂HCl₃ で示される有機塩素系化合物で、揮発性、不燃性の液体です。洗浄剤や抽出剤などに使用されていますが、肝臓や腎臓等に障害を及ぼすとされており、環境基準が設定されています。

* 31 テトラクロロエチレン

C₂Cl₄ で示される有機塩素系化合物で、揮発性、不燃性の液体です。ドライクリーニングや化学繊維、金属の洗浄などの目的で使用されていますが、肝臓や腎臓等に障害を及ぼすとされており、環境基準が設定されています。

* 32 ジクロロメタン

CH₂Cl₂ で示される有機塩素系化合物で、不燃性の液体です。金属・機械の脱脂洗浄剤などに使用されていますが、肝臓や中枢神経に影響を及ぼすとされており、環境基準が設定されています。





現状と今後の課題

- 騒音、振動、悪臭といった公害は、人の感覚に直接影響する「感覚公害」であり、被害を受ける人によって感じ方に大きな個人差があります。
- 日常生活で発生する騒音などについては、啓発活動を積極的に行い、市民一人ひとりのマナーやモラルの向上を図っていく必要があります。
- 悪臭発生源への立入調査等を実施し、良好な生活環境の保全に支障を生じるおそれがある場合には、事業者に対して悪臭防止対策を指導しています。
- 本市では、騒音や振動について一般環境及び道路の環境基準の達成状況の把握及び事業場等の規制基準の遵守状況を確認するため、調査を実施してきました。引き続き、調査を継続すると共に、騒音、振動の発生源対策を講じていきます。
- ダイオキシン類^{* 33}については、今後も引き続き環境中の汚染状況を監視するとともに、工場・事業場には発生を抑制するよう監視・指導を行います。

用語解説

* 33 ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）のように、ダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼びます。

炭素や酸素、塩素等で構成される化合物ですが、塩素の数や付く位置によって、100 以上の種類があり、ごみの焼却等により発生します。発がん性があることから、ばい煙や排水基準、環境基準が設定されていますが、焼却施設の改善が進み、現在は、がんのリスクはほとんどないと考えられています。



主な取組

(431) 騒音・振動対策の推進

自動車騒音・振動対策の推進
自動車騒音、道路交通振動の状況を把握するため、定期的に測定を実施するとともに、許容限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときは、許容限度が確保されるよう関係機関等に要請することにより、騒音・振動の防止を図ります。
工場・事業場における規制の推進
関連法令に基づき、規制対象事業場に対しては規制基準の遵守を指導し、規制対象外事業場に対しては改善が図られるよう依頼、助言等を行います。
一般地域の環境騒音対策の推進
一般地域の環境騒音測定を定期的に実施し、環境基準の達成状況を把握します。
生活騒音防止の啓発
近隣での騒音など生活騒音を防止するため、パンフレットを作成・配布するなどの啓発を行います。
騒音・振動に関する規制基準の調査・研究
規制地域の拡大など、騒音・振動の規制のあり方に関する調査・研究を行います。

(432) 悪臭対策の推進

工場・事業場における規制の推進
関連法令に基づき、工場・事業場で発生する悪臭について規制基準を遵守するよう指導を行います。
畜産業における悪臭防止対策の推進
畜産農家に対し、家畜排せつ物等の適正処理の指導を行います。
悪臭に関する規制基準の調査・研究
悪臭防止法に基づく規制地域の拡大など、悪臭の規制のあり方に関する調査・研究を行います。



(433) 化学物質対策などの推進

化学物質による汚染状況の監視
ダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、公共用水域、地下水及び土壌について測定し、環境基準の達成状況を把握します。
工事・事業場への指導
ダイオキシン類の発生を抑制するため、工場・事業場への監視・指導を行います。
P C B 廃棄物の管理・処分の指導
ポリ塩化ビフェニル（P C B ^{*34} ）を保管している事業者に対して、毎年、その保管状況等について届出を求めるとともに、処理に関する情報提供などを行うことにより、適正な保管・処分を指導します。
土壌汚染対策の推進
汚染を未然に防止するため、有害物質を使用する特定事業場に対する適切な監視・指導に努めます。また、土壌汚染が判明した際には、市民の健康に影響が出ないように土壌汚染の区域を公表するとともに、その汚染土壌の除去による改善、適切な管理等を指導します。

■■■■■用語解説■■■■■

* 34 ポリ塩化ビフェニル（P C B）

12 個の炭素原子と水素・塩素原子から成る人工的な化合物で、不燃性や電気絶縁性が高い特性により、トランスやコンデンサー等に使われてきましたが、毒性があることから製造が中止されました。現在は、計画的な処分を進めるとともに、健康被害を防止するため、環境基準や排水基準が設定されています。



私たちにできることの取組例

市

- ▶ 日常生活の中で、近隣の迷惑となるような騒音が発生しないよう配慮します。
- ▶ ペットの飼育については、し尿をきちんと処理するなど、近隣に配慮します。
- ▶ 悪臭の原因となる堆肥などは、適正に管理します。
- ▶ ダイオキシン類の発生源となるためごみの野外焼却は行いません。

事業

- ▶ 公害関係の法令を遵守し、公害の防止に努めます。
- ▶ 低騒音型・低振動型の機械の使用や屋内での機械の使用など、周辺環境に配慮します。
- ▶ 悪臭に関する法令を遵守し、悪臭発生防止に努め、周辺環境に配慮します。
- ▶ 畜産業においては、家畜排せつ物を適正に処理するなど、悪臭の防止に努めます。
- ▶ 化学物質の使用においては、健康影響の少ない物質への転換を検討します。

指標と目標値

指標名	現状値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)	目標値 (R13 年度)
騒音に係る環境基準の達成率 一般地域（昼夜全日）	100%	100%	100%
ダイオキシン類の環境基準の達成率	100%	100%	100%



基本目標 5

美しく快適な都市環境を確保します

施策の柱 51

環境にやさしい交通環境の整備



現状と今後の課題

- 本市では、公共交通と連携した集約型のまちづくりとする「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えのもと、持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けて、新駅の整備や現行バス路線の再編等に取り組んでいます。
- 引き続き、市民・関係機関等との連携により、公共交通の利便性の向上に取り組むとともに、公共交通の利用促進に向けた意識の醸成に努めています。
- 温暖少雨な気候と平坦な地形に恵まれていることから、自転車が非常に利用しやすい環境にあります。自転車を自動車に変わる重要な移動手段と位置付け自転車利用環境の向上を図ります。



伏石駅



瓦町地下レンタサイクルポート



主な取組

(511) 公共交通ネットワークの充実

公共交通ネットワークの再構築
鉄道新駅の整備、バス路線の再編等の事業実施により、公共交通ネットワークの再構築を進めます。
公共交通利用促進施策の推進
I r u C a（イルカ）カードを活用した電車とバスの乗り継ぎ運賃割引の拡大や、高齢者の公共交通運賃半額制度の実施など、公共交通の利用を促進するための各種施策を推進します。また、モビリティ・マネジメント ^{*35} による、公共交通の利用促進に向けた意識の醸成に努めます。

(512) 自転車利用環境の向上

レンタサイクル事業の推進
都市の交通手段として自転車の利用をさらに促進するため、レンタサイクル事業を推進します。
自転車走行空間整備事業の推進
自転車が快適かつ安全に走行できる空間の整備を推進します。
自転車等駐車場施設整備事業の推進
放置自転車対策とともに、利用者の利便性を図るため、自転車等駐車場施設の整備を推進します。
放置自転車等対策の推進
公共の場所等において、交通の支障となっている自転車等の撤去や、利用者への啓発を行うことにより、良好な都市環境を保持し、快適で安全なまちづくりを推進します。

用語解説

* 35 モビリティ・マネジメント

公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態へと変えていく一連の取り組みを意味するものであり、利用者の自発的な行動の変化を促していくコミュニケーションを中心とした交通政策のことです。



私たちにできることの取組例

市民

- ▶自動車には過度に依存せず、できるだけ公共交通機関を利用します。
- ▶近距離は、自転車や徒歩で移動します。
- ▶レンタサイクルを積極的に利用します。
- ▶自転車は駐輪場に駐車します。
- ▶近場への移動時には、カーシェアリング等の利用を検討します。

事業者

- ▶マイカーから公共交通や自転車利用に転換するよう推奨します。
- ▶自転車の違法駐車が行われないよう、駐輪場を整備します。
- ▶モーダルシフト（鉄道や船舶を利用した輸送方法）等を推進します。
- ▶社用車のエコドライブに努めます。
- ▶共同配送の推進や配送システムの見直しなど物流の効率化を図ります。

指標と目標値

指標名	現状値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)	目標値 (R13 年度)
公共交通機関利用率	13.2%	15.0%	今後設定
レンタサイクル利用者数	150,625 人/年	199,200 人/年	241,900 人/年
自転車走行空間の整備済延長 (累積)	11.2 km	17.7 km	19.5 km





現状と今後の課題

- 都市の緑化は、人々にうるおいとやすらぎを与えてくれるだけでなく、太陽光を吸収し、気温の上昇を抑えるなど、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和にも役立ちます。
- 本市ではこれまで、平成 22 年 9 月に「高松市緑の基本計画」を策定し、目標年次の中間年となる令和元年に同計画の見直しを行い、緑地の保全や公園の整備、民有地緑化など、様々な施策に取り組んできました。
- 今後も、緑の空間を広げていくため、都市公園等の整備や維持管理に取り組むとともに、街路や建物等の緑化もさらに推進していきます。



緑のカーテン（環境業務センター）



主な取組

(521) 公園・緑地の充実、緑の活用

身近な公園整備事業の推進
各小学校区の公園面積の拡充を目指し、地域の身近な公園の整備を推進します。
ちびっこ広場の整備
周辺に都市公園等がなく、当分の間、公園の整備が見込まれない地域において、地域との協働で、子どもたちが安全かつ健全に遊べる「ちびっこ広場」の整備に取り組みます。
民有地等の緑化の推進
生垣設置、屋上緑化、壁面緑化など、住宅地や店舗・事業所等を緑化する場合に助成を行い、民有地の緑化を推進します。 また、緑のカーテンコンテスト等を実施することにより、公共施設はもとより、緑化の推進を啓発します。
学校施設緑化事業の推進
子どもたちの緑化意識を育む、校庭の芝生化など環境に配慮した学校施設の整備や維持管理に努めます。
街路緑化の推進
市道に植栽された街路樹の剪定、駆除、灌水等、計画的な維持管理を行うとともに、枯れた木等の撤去や補植等を行い、調和のとれたまちづくりを進めます。
公園愛護会活動の支援
公園愛護会の結成を促進し、その活動を支援することにより、公園の美化活動を推進するとともに、公園愛護の意識向上を図ります。



私たちにできることの取組例

市民

- ▶公園を大切に利用し、清掃活動等に積極的に参加します。
- ▶庭木や生け垣など、身近なところから緑を増やすように努めます。
- ▶希少な植物への理解や保全に努めます。
- ▶地域の環境美化活動に積極的に参加します。

事業者

- ▶事業所の敷地内や屋上など、身近なところから緑を増やすように努めます。
- ▶地域の生態系に配慮した緑化に努めます。
- ▶事業所の敷地内の花や生垣等は、適切に管理します。

指標と目標値

指標名	現状値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)	目標値 (R13 年度)
市民 1 人当たりの都市公園等の面積	9.40 m ² /人	12.03 m ² /人	14.14 m ² /人
民有地緑化助成数	2 件/年	1 件/年	1 件/年
建物緑化助成数	0 件/年	1 件/年	1 件/年
小学校校庭の芝生化実施校数(累積)	17 校	17 校	17 校





現状と今後の課題

- 本市は、古くから四国の玄関口として繁栄し、便利な都市機能とのどかな田園風景がコンパクトに調和したまちです。時代とともにその風景は移り変わりますが、秩序とまとまりある市街地景観の形成や、高松らしさを印象づける魅力あるまちなみの創出など、「美しいまち」の形成が求められてきました。
- 平成 21 年 12 月に制定した「高松市美しいまちづくり条例」に基づき、美しいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市の景観形成の指針となる「高松市美しいまちづくり基本計画」を策定し、取組を推進しています。
- 環境美化条例に基づき、サンポート高松・中央通り一斉清掃等の清掃活動や環境美化啓発活動を実施しています。引き続き、取組を推進し、環境美化意識の醸成を図ります。
- 史跡高松城跡について、高松らしいまちづくりの景観形成の拠点とするため、確実に保存し活用するとともに歴史公園として整備をします。



主な取組

(531) 美しいまちの形成

美しいまちづくりの推進
屋外広告物については条例に基づいて適正な規制・誘導を行い、良好な景観形成や風致の維持を図ります。 また、景観計画において新たな景観形成重点地区を指定し、そのまち並みにふさわしい建物等を誘導するための基準を設けます。
電線類の地中化の推進
安全で快適な道路空間を確保し、都市災害の防止や道路景観の向上を図るため、中心市街地における電線類の地中化を推進します。
環境美化啓発活動の推進
サンポート高松・中央通り等一斉清掃事業や、高松クリーンデー“たかまつきれいで”の実施、喫煙禁止区域の周知・啓発など、環境美化活動の促進と美化意識の向上を図ります。
「たかまつマイロード」事業の支援
市道の清掃や緑化活動を行う道路愛護団体を認定し、その活動を支援することにより、道路の美化活動を推進するとともに、道路への愛護意識の向上を図り、道路利用者のマナー向上を啓発します。
公園愛護会活動の支援（再掲）
公園愛護会の結成を促進し、その活動を支援することにより、公園の美化活動を推進するとともに、公園愛護の意識向上を図ります。
ため池等景観整備事業の推進
ため池や出水の恵まれた自然環境を有効に活用し、うるおいとやすらぎのある水辺環境を利用した小公園を整備し、適切な維持管理を行います。
花いっぱい運動の推進
公園内の花壇づくりを始め、高松駅前広場や商店街等に花壇を設け、うるおいとやすらぎのある空間を創出する「花いっぱい運動」を推進します。またボランティア団体への活動支援やボランティア花壇の設置を拡大します。



(532) 歴史的・文化的財産の保全

史跡高松城跡の保存と活用

史跡高松城跡について、恵まれた歴史遺産を生かした市のシンボルとして創造性豊かなまちづくりの拠点とするため、歴史的な価値を調査研究で掘り起こし、確実に保存し活用するとともに、歴史の脈動を体感できる歴史公園として整備を進めます。

名木保護事業の推進

長い間風雪に耐え、市民に自然の恵みとやすらぎを与えてきた郷土の古木、巨木などを本市の名木に指定し、これを永く保存します。



月見櫓・水手御門・渡櫓



サンポート中央通り一斉清掃



私たちにできることの取組例

市民

- ▶ごみ、吸い殻などのポイ捨てはしません。
- ▶喫煙禁止区域でのマナーを守ります。
- ▶犬の散歩時のふんは放置せず、ビニール袋に入れるなどして持ち帰ります。
- ▶身近な自然や文化資産を大切に育み、次世代へ受け継ぎます。
- ▶地域の清掃活動など、環境美化活動に積極的に参加します。
- ▶花いっぱい運動など、緑化活動に参加します。

事業者

- ▶建物の新築、増築、改築に当たっては、周辺環境に調和した色彩や高さにするよう配慮します。
- ▶屋外広告物を設置する際には、景観に配慮します。
- ▶ポイ捨てや不法投棄をしないよう、職場での教育を徹底します。
- ▶地域の清掃活動など、環境美化活動に積極的に参加、協力します。
- ▶花いっぱい運動など、緑化活動に参加、協力します。

指標と目標値

指標名	現状値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)	目標値 (R13 年度)
無届けの建築物等の件数	4 件	0 件	0 件
電線類の地中化（整備延長）	10.2km	10.5km	11.2km
公園愛護会の団体数	158 団体	164 団体	168 団体
「たかまつマイロード」事業認定団体数	128 団体	133 団体	137 団体
史跡高松城跡保存活用計画に基づく調査研究及び整備事業件数（累積数）	7 件	22 件	31 件



基本目標 6

環境に配慮できる人づくり・地域づくりを進めます

施策の柱 61

環境意識の醸成



現状と今後の課題

- 環境保全活動は、市民、地域、環境活動団体、事業者、市がそれぞれの特性を活かし、協働して推進していくことが大切です。
- 環境に関する市民意識の醸成も進んでいますが、地球温暖化の進行は我々の想定を超えるもので、市民・事業者・行政による実践的な取組が不可欠な状況です。
- 本市の二酸化炭素排出量は、全体の半分以上を家庭部門及び業務その他部門が占めており、排出量抑制に向け、重点的に取り組む必要があります。本市では、「ゼロカーボンシティ」宣言をしましたが、認知度は約3割となっています。今後は、「ゼロカーボンシティ」の認知度向上に努めるとともに、脱炭素型ライフスタイルの普及を促進します。
- 国は、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民運動「デコ活」の普及に取り組んでいます。本市でも、「デコ活」の実践・推進を宣言をする、「デコ活宣言」を行いました。

コラム7

デコ活

デコ活とは、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた、国民の行動変容、ライフスタイル転換のうねり・ムーブメントを起こす」ことを目的とした、国民運動のことです。本市でも、令和5年（2023年）9月5日、「デコ活」の実践・推進を宣言する、「デコ活宣言」を行いました。



主な取組

(611) 環境啓発の推進

環境展、環境活動展等の開催
脱炭素型のまちづくりを推進するために、環境展や環境活動展等の開催を通じて、現在の環境の状況や環境活動団体の活動状況、身近でできる環境保全の取組などの周知・啓発を行い、市民の環境意識の向上を図ります。
脱炭素型ライフスタイル推進リーダーの養成（再掲）
日常生活の中で「脱炭素型ライフスタイル」に関する取組を探し、脱炭素化を進めるリーダーを育成します。リーダーとして、地域等で普及啓発をしていただき、高松市の脱炭素型ライフスタイルの輪を広げます。
消費者に対する意識啓発
消費生活センターでは、消費者団体連絡協議会と協働で、市民へのエシカル ^{*36} 消費の周知・啓発に向けた出前講座等の実施に加え、美しい環境と生活の安全を守る事業として、ダンボールコンポスト ^{*37} による家庭ごみ減量推進を行います。
「高松市脱炭素型都市推進会議」の事業の推進による意識啓発
産学官連携による「高松市脱炭素型都市推進会議」において、緑のカーテンコンテストを開催することにより、身近な地球温暖化対策の適応策である緑のカーテンの認知度向上と普及促進を図ります。

用語解説

* 36 エシカル（ethical）

「倫理的・道徳的」という意味で、「エシカル消費」は、人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費することです。

* 37 ダンボールコンポスト

生ごみをたい肥化する方法の一つで、ダンボール箱にビートモス・もみ殻くん炭を入れたものに生ごみを混ぜ、微生物の力で分解します。



私たちにできることの取組例

市民

- ▶環境展、環境活動展や環境学習講座に参加し、環境問題や身近でできる環境保全の取組に関心を持ちます。
- ▶家族や友人、身の回りの人たちと、自然の現状や大切さについて話す機会を設けます。
- ▶身近な自然にいる野鳥や動物、昆虫や植物などについて、知識を深めます。
- ▶環境保全を行う団体の活動に、積極的に参加し、情報収集や相互交流を図ります。
- ▶日常生活や行動が環境に関わっていることを理解し、環境に配慮した行動をとるよう心がけます。

事業者

- ▶事業所や店舗の周りの清掃を日常的に行います。
- ▶市や市民、関連団体と連携して、環境保全に協力していきます。
- ▶環境に配慮した企業経営を行います。
- ▶事業所が行っている環境配慮行動について、広く周知します。
- ▶ISO14001等の環境マネジメントシステムを導入します。
- ▶高松クリーンデーやサンポート高松・中央通り等一斉清掃に参加します。

指標と目標値

指標名	現状値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)	目標値 (R13 年度)
ゼロカーボンシティ認知度 (アンケート結果)	37.8%	50.0%	70.0%
脱炭素型ライフスタイル推進リーダー 登録者数(累計) ^注	41 人	470 人	790 人

注 現状値において、1団体を1人として算出する。





現状と今後の課題

- 人と自然が調和する、良好な環境を将来へ引き継いでいくためには、私たち一人ひとりの環境への意識の向上が不可欠です。そのためには、身近な環境や自然について学び、理解することが大切です。
- 特に未来を担う子どもたちへ、持続可能な開発のための教育（ESD）を実践することは、持続可能な社会の作り手を育むためにも重要なことです。
- 本市では、市民や団体、学校等から環境学習の開催依頼を受け、関係する環境活動団体と調整した上で、出前講座や環境学習講座を実施し、環境について学ぶ機会を広く市民に提供するとともに、学校教育の面でも、環境教育を「教育指針」の中で推進項目として取り上げて指導を行い、子どもの頃からの意識啓発を図るなど、様々な取組を実施しています。
- 今後も、子どもから大人までが環境問題に関心を持ち、正しく理解できるよう、環境について学べる機会の更なる充実を図るとともに、学校教育の場でも環境教育を推進していきます。



森林学習バスツアー



男木島ビーチクリーン



リサイクル工場見学



主な取組

(621) 環境教育・環境学習の推進

環境学習講座の実施
環境活動団体と協力して、出前講座や環境ワークショップ、自然観察体験など、多様な環境学習を積極的に実施します。
高松市小・中学生環境保全ポスターコンクールの実施
市民への意識啓発を図ることを目的として、環境保全をテーマにした小・中学生のポスターコンクールを毎年開催します。
南部クリーンセンター（エコホテル）の利用促進
施設見学や親子工作会の実施など、楽しみながら環境問題について学べる場として、南部クリーンセンター（エコホテル）の利用を促進します。
環境学習活動に関する人材育成の推進
環境学習を自主的に企画・運営し実施する環境活動団体等の人材を市主催の環境学習講座の講師として積極的に活用するなど、人材の育成に取り組みます。

(622) 学校教育活動の充実

各学校における環境教育の推進
地域の環境を知る活動や環境保全活動をするため、地域人材の活用や児童生徒の体験活動など、特色ある取組を推進することで、環境の保全やよりよい環境の創造に向けて、主体的に行動する態度や資質、能力の育成をめざします。
「チャレンジ！グリーン活動」への参加
香川県教育委員会が実施している「チャレンジ！グリーン活動」に積極的に参加し、環境を大切にし、環境に配慮した行動がとれる児童生徒を育成します。
水環境学習の推進（再掲）
子どもたちの水環境への関心を高め、節水等の実践行動につなげるため、体験型学習を実施するとともに、小学校では水環境に関する副読本を活用するなど、水環境学習の充実に努めます。



私たちにできることの取組例

市民

- ▶ 環境学習に積極的に参加し、身近な環境や自然についての理解を深めます。
- ▶ 環境に関する知識を有する人は、環境教育・環境学習に積極的に関わるよう努めます。
- ▶ ごみ処理の状況やリサイクルの促進について理解するため、処理施設の見学等に参加します。
- ▶ 子どもたちの環境活動を応援します。
- ▶ 子どもが環境について学校で学んだことについて、家庭で話し合う機会を設けます。

事業者

- ▶ 従業員に対して、研修や啓発など、環境教育の機会を設けるよう努めます。
- ▶ 地域や学校における環境学習に、講師を派遣するなど、積極的に協力します。
- ▶ SDGs について理解を深め、目標の達成に努めます。
- ▶ 事業活動における環境保全に関する専門家の育成に努めます。

指標と目標値

指標名	現状値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)	目標値 (R13 年度)
環境学習講座参加者数	1,760 人	1,910 人	2,030 人
南部クリーンセンター（エコホテル） 環境学習参加者数	3,015 人/年	3,950 人/年	4,350 人/年



第5章

計画の推進

- 1 進捗体制
- 2 進行管理
- 3 今後の課題



1 推進体制

庁内組織である高松市脱炭素社会推進本部にて、関係各局の連携を図り、円滑かつ効果的な推進に努めます。

また、市民・事業者等と市が連携・協力しながら計画を推進していくとともに、市域を越えた、広域的な取組を必要とする環境問題への対応については、国や県、近隣の自治体などの関係機関と協力しながら取り組みます。

2 進行管理

本計画の管理については、実効性のあるものとして推進するため、計画（Plan）を、実行に移し（Do）、その結果・成果を評価し（Check）、改善し（Action）、次の計画（Plan）へとつなげていく、PDCA サイクルを活用し、取組を段階的に発展させながら展開していきます。

高松市脱炭素社会推進本部及び高松市環境審議会にて定期的に進捗状況を報告し、個々の取組について検証するとともに、毎年度作成する「高松市環境白書」や市ホームページ等を通じて、市民に対し、計画の進捗状況や市の環境の状況について公表します。



3 今後の課題

生物多様性基本法に規定する「生物多様性地域戦略」の本市版を、本計画の中間見直しまでの、なるべく早い時期に策定します。



第6章

資料編

- 1 計画策定経過
- 2 高松市環境審議会委員
- 3 高松市環境基本条例



資料 1 計画策定経過

年 月 日	会議等
令和 4 年 8 月 16 日	高松市環境審議会
9 月 30 日 ～ 10 月 14 日	高松市環境に関する市民・事業者アンケート調査 実施
令和 5 年 2 月 17 日	高松市環境審議会
5 月 19 日	高松市脱炭素社会推進本部 幹事会
7 月 11 日	高松市脱炭素社会推進本部会
7 月 14 日	高松市環境審議会
11 月 7 日	高松市脱炭素社会推進本部 幹事会
12 月 1 日	高松市脱炭素社会推進本部会
12 月 20 日	高松市環境審議会（諮問）
令和 6 年 1 月 19 日	市議会経済環境調査会
1 月 29 日 ～ 2 月 15 日	パブリックコメントの実施 次期高松市環境基本計画案について
2 月 22 日 ～ 2 月 28 日	高松市環境審議会（書面開催）
2 月 29 日	高松市環境審議会（答申）



資料2 高松市環境審議会委員

計画の策定に御協力いただいた委員の皆様は、次のとおりです。

(委員は五十音順)

	氏名	役職等
会長	角道 弘文	香川大学教授（創造工学部）
副会長	平 篤志	香川地理学会理事、香川大学教授（教育学部長）
委員	生嶋 暹	公募（香川県地球温暖化防止活動推進員）
	石川 恵美子	高松市婦人団体連絡協議会理事（令和5年11月1日解嘱）
	石原 由維子	高松商工会議所女性会常任理事
	今岡 芳子	香川高等専門学校建設環境工学科講師
	入江 裕美	高松市婦人団体連絡協議会理事
	植中 公幸	公募（令和5年11月1日解嘱）
	佐藤 宣幸	（一社）高松市薬剤師会副会長
	篠原 渉	香川生物学会常任理事、香川大学准教授（教育学部） （令和5年11月1日解嘱）
	清水 まり子	高松市消費者団体連絡協議会副会長（令和5年11月1日解嘱）
	高瀬 裕章	公募
	谷川 進	公募（令和5年11月1日解嘱）
	辻 幸治	高松市小学校長会副会長（高松市立庵治小学校校長）
	筒井 由果	香川県弁護士会所属弁護士
	野崎 千恵	高松商工会議所女性会副会長（令和5年6月7日解嘱）
	野島 誠	公募（令和5年11月1日解嘱）
	堀 加賀	公募
	松浦 由紀	（株）四国新聞社 編集局整理部（令和5年2月10日解嘱）
	元木 泰史	（一社）高松市薬剤師会会長（令和5年11月1日解嘱）
	森田 桂治	高松市ゼロカーボンシティ推進アドバイザー
	山田 明広	（株）四国新聞社 編集局整理部部長
	山本 麻有里	高松市小学校長会副会長（高松市立屋島東小学校校長） （令和5年4月7日解嘱）
	吉澤 樹里	香川生物学会、香川大学准教授（教育学部）



資料3 高松市環境基本条例

平成8年3月27日

条例第20号

高松市環境基本条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条—第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第7条第1号において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- （3） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な



生活を営む上で必要とする恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境保全に資するように積極的に行われなければならない。
(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら進んで努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様で恵み豊かな自然環境の保全を図ること。

(3) 緑の創出、清らかな水環境の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成及び歴史的文化的遺産と一体をなす環境の保全を図り、潤いとやす



らぎのある快適な環境を創造すること。

(4) 廃棄物の減量、エネルギーの有効な利用、資源の循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。

(5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図り、地球環境保全に資する社会を創造すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高松市環境基本計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱及び長期的な目標

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、高松市環境審議会条例（平成7年高松市条例第37号）に定める高松市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第9条 市長は、市民に対し環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにするため、毎年度環境白書を作成し、公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について十分配慮しなければならない。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)

第12条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障の防止のた



めの事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、前2項に規定する公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるための必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の推進）

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効な利用、資源の循環的な利用等が推進されるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、本市の気候等の自然的条件にかんがみ、前項の必要な措置のうち、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の循環的又は有効的な利用のための措置について、積極的な推進に努めるものとする。

（教育及び学習の振興等）

第14条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動の支援）

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）の環境の保全及び創造に資する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第16条 市は、第14条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査の実施等）

第17条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うとともに、監視等の体制を整備



するものとする。

（地球環境保全に資する行動指針の策定等）

第18条 市は、市及び民間団体等がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力等）

第19条 市は、環境の保全及び創造に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

2 市は、民間団体等とともに、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

第4章 雑則

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。



高松市環境基本計画 令和 6 年度（2024）～令和 13 年度（2031）

～「人」と「さと・まち」が結びつき 未来へつなぐ 持続可能な都市 たかまつ～

発行 令和 6 年 3 月

編集 高松市環境局環境総務課

〒760-8571 高松市番町一丁目 8 番 15 号

TEL : 087-839-2388

FAX : 087-839-2390

E メール : kankyou_s@city.takamatsu.lg.jp

HP はこちら



Zero Carbon City
Takamatsu